

第2次

有田川町長期総合計画

平成29年度～平成38年度

～川が結び、川が育む、森とまち～

人が集い、想いを紡ぎ、

新しい流れをつくるまち

和歌山県

有田川町

目次

序論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の役割.....	2
第3節 計画の構成と期間.....	3
1. 基本構想.....	3
2. 基本計画.....	3
3. 実施計画.....	3
第2章 有田川町の現状と社会環境の変化.....	4
第1節 有田川町の概況.....	4
1. 位置と地勢.....	4
2. 歴史・沿革.....	4
3. 人口・世帯数の状況.....	5
4. 産業の状況.....	9
5. 土地利用の状況.....	10
第2節 住民による有田川町の評価.....	11
1. 調査について.....	11
2. 分野別にみた評価とまちづくりに重要なこと.....	12
第3節 社会情勢の変化と本町の課題.....	20
1. 人口減少社会の到来と地方創生.....	20
2. 少子高齢化のさらなる進展.....	20
3. 若者の定住促進.....	21
4. 防災意識の高まりと地域社会.....	21
5. ICTの進歩と活用.....	22

基本構想

第3章 めざす将来像とまちづくりの基本方針.....	24
第1節 目指す将来像.....	24
第2節 まちづくりの基本姿勢.....	25
第3節 基本指標.....	26
1. 将来人口推計.....	26
2. 目標人口.....	27
第4章 まちづくりの基本目標.....	28
基本目標1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現.....	28
1. 福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進.....	28
2. 住民の健康づくりと保健・医療の充実.....	28

基本目標 2	地域の特性を活かした産業・観光の活性化	29
1.	魅力あふれる産業の振興	29
2.	地域の特性を活かした観光・交流施策の充実	29
基本目標 3	自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備	30
1.	美しい自然環境の保全と循環型社会の構築	30
2.	だれもが快適に暮らすための生活環境基盤の整備	30
3.	安全・安心な暮らしを保障する体制の整備	30
基本目標 4	可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進	31
1.	生きる力を育む教育・保育の充実	31
2.	豊かなまちづくりを支える社会教育の推進	31
3.	歴史・文化振興とスポーツ活動の充実	31
基本目標 5	住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり	32
1.	住民参加のまちづくりの推進	32
2.	健全な行財政運営の確保	32
	計画の体系	33
第5章	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	34
1.	総合戦略の基本方針	34
2.	総合戦略が目指すまちの将来像	35
3.	総合戦略の重点プロジェクト	35
4.	総合戦略策定の基本姿勢	37
基本計画		
基本目標 1	だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現	40
政策 1	福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進	40
施策 1	高齢者福祉の充実	41
施策 2	障害者（児）福祉の充実	42
施策 3	地域福祉の充実	43
政策 2	住民の健康づくりと保健・医療の充実	44
施策 4	健康の保持・増進	45
施策 5	地域医療体制の充実	46
施策 6	子どもを産み育てやすい環境づくり	47
基本目標 2	地域の特性を活かした産業・観光の活性化	48
政策 3	魅力あふれる産業の振興	48
施策 7	農業の振興—農業基盤の強化	49
施策 8	農業の振興—販売・流通の促進	50
施策 9	林業の振興	51
施策 10	商工業の振興	52
政策 4	地域の特性を活かした観光・交流施策の充実	53

施策 11	観光業の振興	54
施策 12	交流の促進と定住支援	55
基本目標 3	自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備.....	56
政策 5	美しい自然環境の保全と循環型社会の構築.....	56
施策 13	自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用	57
施策 14	循環型社会の構築	58
政策 6	だれもが快適に暮らせる生活環境基盤の整備.....	59
施策 15	住環境の整備	60
施策 16	上下水道の整備	61
施策 17	市街地の整備とまちなみの形成	62
施策 18	交通基盤整備の充実	63
政策 7	安全・安心な暮らしを保障する体制の整備.....	64
施策 19	消防救急体制の整備	65
施策 20	防災体制の整備	66
施策 21	安心・安全な暮らしづくり	67
基本目標 4	可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進.....	68
政策 8	生きる力を育む教育・保育の充実.....	68
施策 22	子育てしやすい環境づくり	69
施策 23	学校教育の充実	70
施策 24	教育環境の充実	71
施策 25	青少年の健全育成	72
政策 9	豊かなまちづくりを支える社会教育の推進.....	73
施策 26	社会教育の推進	74
施策 27	絵本のまちづくりの推進	75
施策 28	人権の尊重	76
施策 29	男女共同参画の推進	77
政策 10	歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実	78
施策 30	歴史・文化遺産の保存と活用	79
施策 31	芸術文化活動の振興	80
施策 32	生涯スポーツの振興	81
基本目標 5	住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり.....	82
政策 11	住民参加のまちづくりの推進	82
施策 33	住民参加の推進	83
施策 34	地域交流の推進	84
施策 35	国際交流の推進	85
政策 12	健全な行財政運営の確保	86
施策 36	住民サービスの向上	87
施策 37	行財政運営の効率化	88

序 論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成18年（2006年）1月1日に旧吉備町・旧金屋町・旧清水町の3町が合併し、有田川町は誕生しました。合併後の有田川町のまちづくりを推進していくための中長期的な視野に立った基本的指針として、平成19年度から平成28年度の10年間を計画期間とする「第1次有田川町長期総合計画」を策定し、有田川町としてのまちづくりを進めてきました。

合併後10年が経過し、町を取り巻く社会経済状況も大きく変化しています。特に、高齢化問題と人口減少問題は、町の存続にもかかわる大きな課題となっています。これまでの10年を振り返り、これからの10年に目指す将来像と、まちづくりの課題、政策の方向性を示すものとして、「第2次有田川町長期総合計画」（以下本計画と言う。）を策定します。

第2節 計画の役割

総合計画は、まちづくりの方向性と、それに対する施策の基本的方向を明らかにするものであり、町の最上位計画に位置づけられます。行財政運営を合理的に進め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものです。

本計画は行政の役割を体系化し、住民参加によるまちづくりを推進するための活動指針となるとともに、各種の地域計画の策定や事業において、町が期待する施策を明らかにし、その実施を要望するものです。

そのため計画の実施、進捗状況等の進行管理については、個別計画との連携を保ちつつ、特に力を入れるべき主要施策を中心に全施策を対象に行います。

また、計画の広報・広聴については、町の広報紙やホームページを活用するなど、広く住民に周知を図ります。

第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

「基本構想」は、平成29年度から平成38年度を目標年度として、有田川町の未来の展望に立った将来像を設定し、これを達成するための施策の大綱を示すものです。

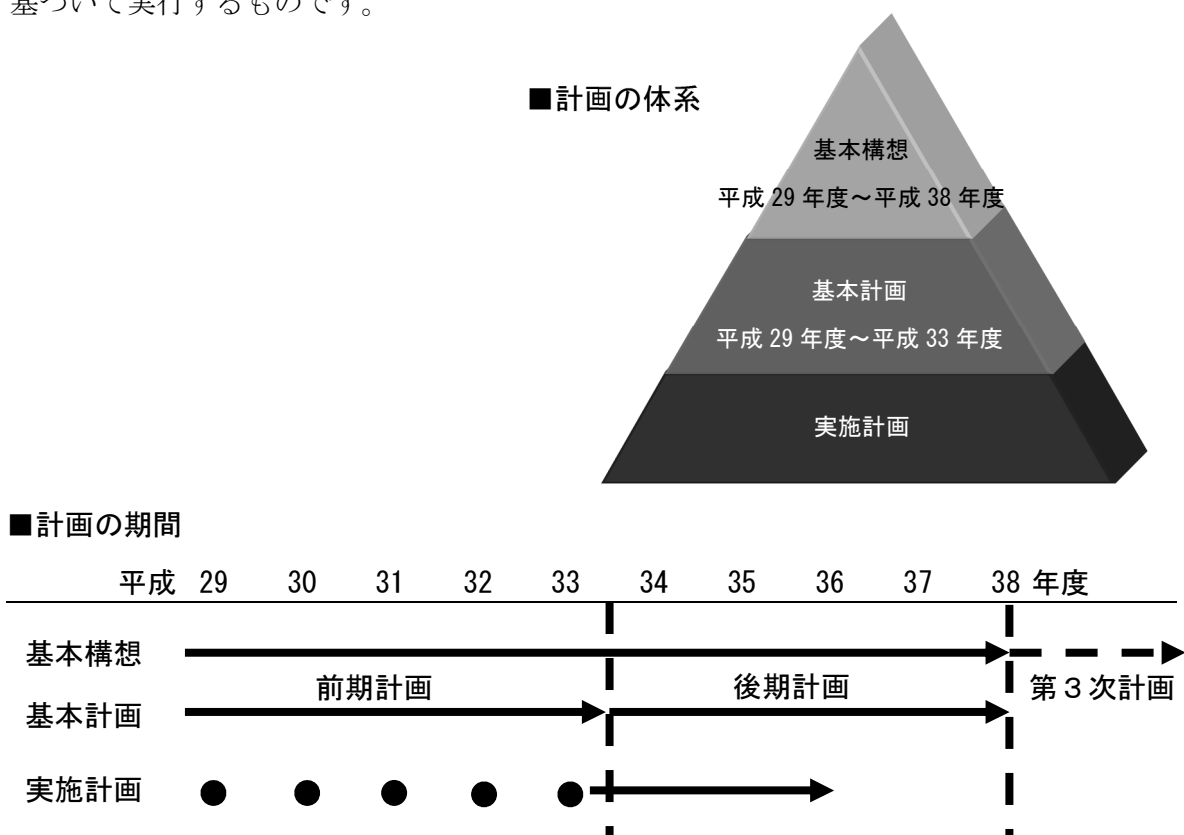
2. 基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像及び施策の基本目標を実現するために必要となる施策を分野別に体系化、具体化し、施策の展開方針や目標、住民と行政の協働によるまちづくりの指針を示すものです。

計画期間は、平成29年度から平成33年度の5か年とし、平成34年度から平成38年度の後期計画において、社会経済環境の変化や施策の進捗状況を踏まえ、見直し・修正を行います。

3. 実施計画

「実施計画」は、基本計画において定めた施策を効果的に実施するために、毎年の予算に基づいて実行するものです。



第2章 有田川町の現状と社会環境の変化

第1節 有田川町の概況

1. 位置と地勢

有田川町は、紀伊半島の北西部、和歌山県のほぼ中央に位置し、西は有田市、北は海南市・紀美野町、東はかつらぎ町・田辺市・奈良県、南は湯浅町・広川町・日高川町と接しています。

また、東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈に囲まれた東西に長い形状をなしており、東西 33 km、南北 16 km、面積 351.84 km²となっています。

地形は、高野山に源を発する有田川が町の中央部を東から西へ蛇行しながら流れ、有田川流域を形成しています。褶曲と起伏が多く、比較的急傾斜地の多い山岳地形となっていますが、有田川下流域には平野が開け、市街地が形成されています。有田川上流域は高野龍神国定公園に指定、二川ダム湖から生石ヶ峰につながる地域は生石高原県立自然公園に指定されています。また、清水地区のあらぎ島とその周辺の景色は国の重要文化的景観に選定されています。

気候は、瀬戸内気候区と南海気候区に属し、平野部と山間部においては、若干気象状況に差異がありますが、比較的温暖な気候に恵まれています。

交通体系は、JR紀勢本線の藤並駅や阪和自動車道、国道42号、424号、480号が縦横に交差する交通の要衝であり、京阪神へのアクセスや紀北と紀南、内陸と海沿いを結ぶ結節点となっています。

2. 歴史・沿革

町名となった有田川は、町全域を東から西に流れ、歴史的な有田川流域の発展は、空海が高野山を開創した時代に、川沿いの高野有田街道が開かれたことをはじめとし、農林業を中心として栄えた地域です。

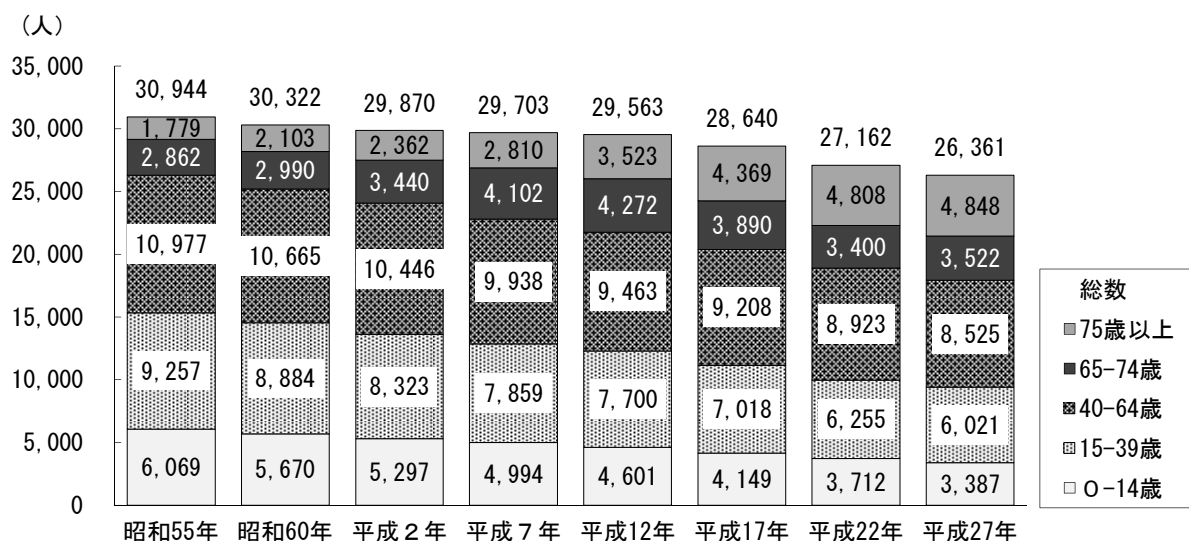
明治12年の郡区町村制施行により有田郡に属し、明治22年の市町村編成により12か村が設置され、昭和30年から昭和34年に吉備町、金屋町、清水町の3町に編成されました。その後、町制50年を経過し、平成18年1月1日に旧吉備町、旧金屋町、旧清水町が合併し、新しく有田川町が誕生し、現在に至っています。

3. 人口・世帯数の状況

(1) 総人口と年齢別人口の推移

有田川町の総人口は、平成12年までは緩やかな減少傾向でしたが、その後減少の速度が上がっています。平成12年の29,563人（旧3町の合計）から、平成27年の26,361人へと、15年間で3,202人の減少となっており、長期的には特に39歳以下の若い世代の人口が減少しています。65歳以上の高齢者人口は、最近10年はほぼ横ばいですが、75歳以上の割合が増加しています。

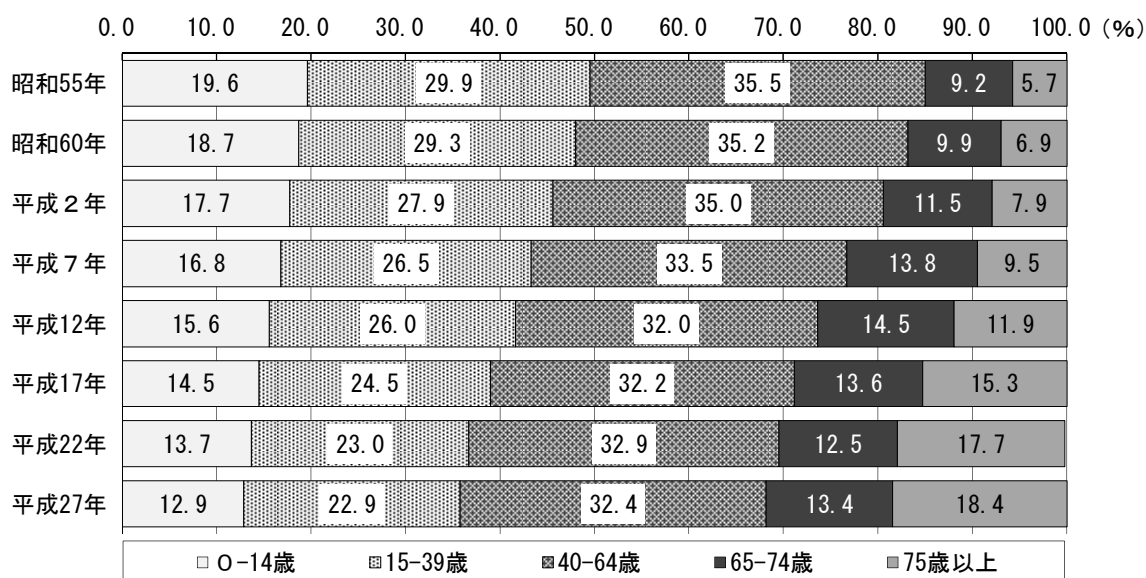
■総人口と年齢5区分別人口の推移



※総数には年齢不詳人口を含むため合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

■年齢5区分別人口割合の推移



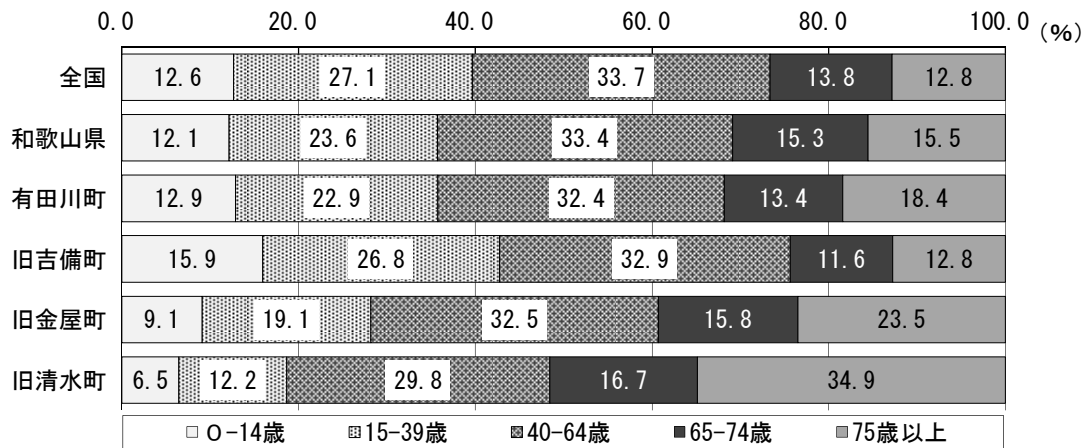
※端数処理のため合計が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査

年齢5区分別人口割合を国、和歌山県と比較すると、有田川町では15歳～39歳の割合が低く、75歳以上の割合が高くなっています。また、14歳以下の子どもの割合は、全国、和歌山県をやや上回っています。

旧町別にみると、旧吉備町がもっとも子どもが多く高齢者が少ない年齢構成であるのに対し、旧清水町では65歳以上の高齢者が半数を超えており、地域差が大きくなっています。

■国・県との比較



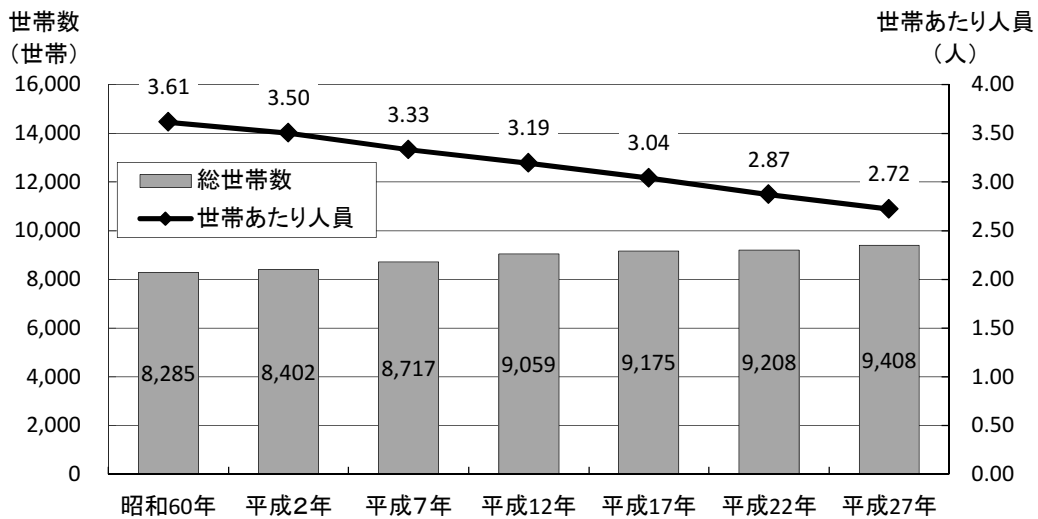
資料：平成27年 国勢調査

(2) 世帯数の推移

有田川町の世帯数は、ゆるやかな増加が続いており、平成27年では9,408世帯となっています。また、1世帯あたりの人員数は減少しており、昭和60年の3.61人から平成27年では2.72人と3人を下回っており、核家族化の進行や単身世帯の増加がうかがえます。

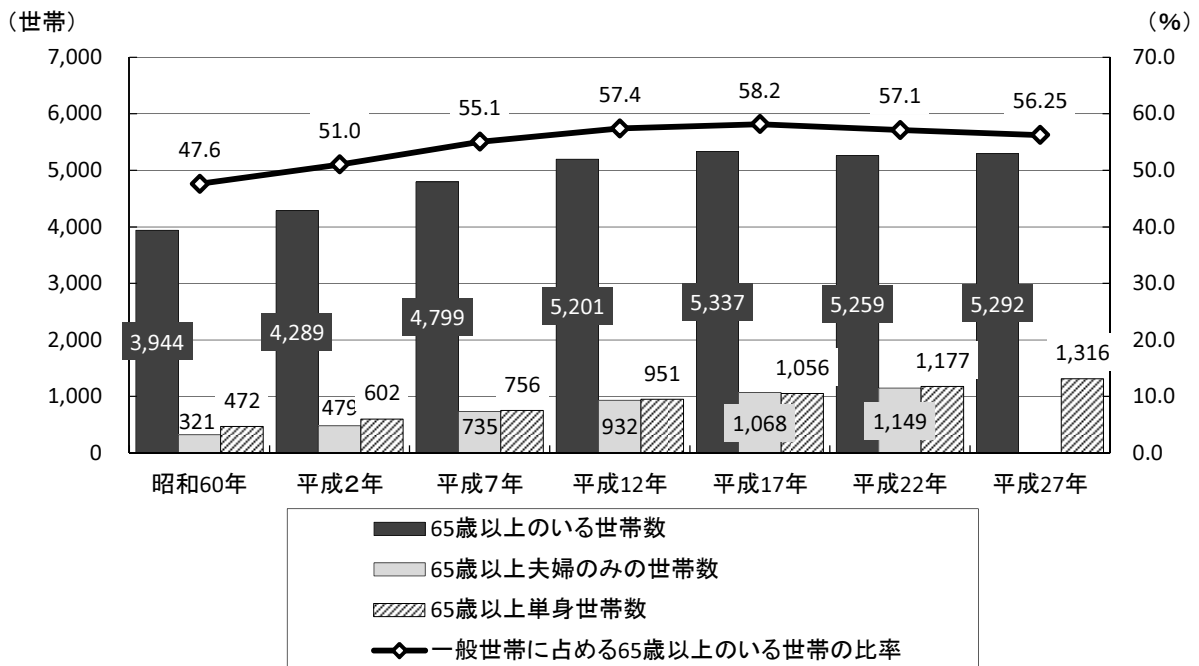
65歳以上の高齢者のいる世帯の比率は、50%代の後半で推移しており、近年はやや減少傾向ですが、65歳以上夫婦のみの世帯数や、65歳以上単身世帯数は増加が続いています。

■一般世帯数と一般世帯1世帯あたり人員



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯数の推移

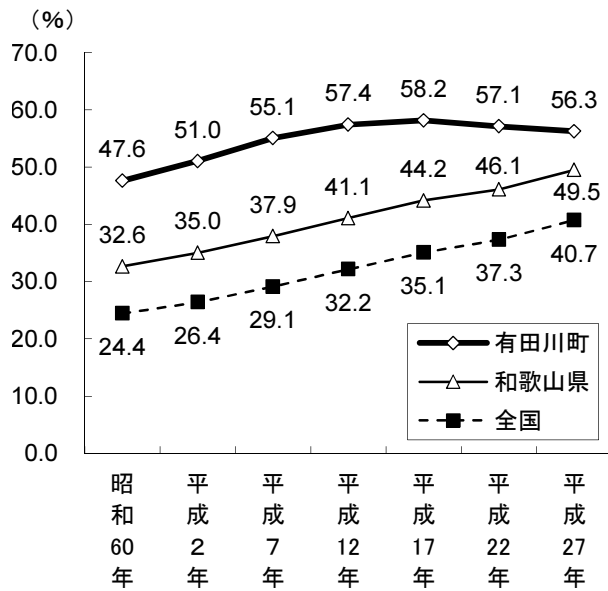


※平成27年の65歳以上夫婦のみの世帯数は国勢調査データ未公表のため空欄になっています。

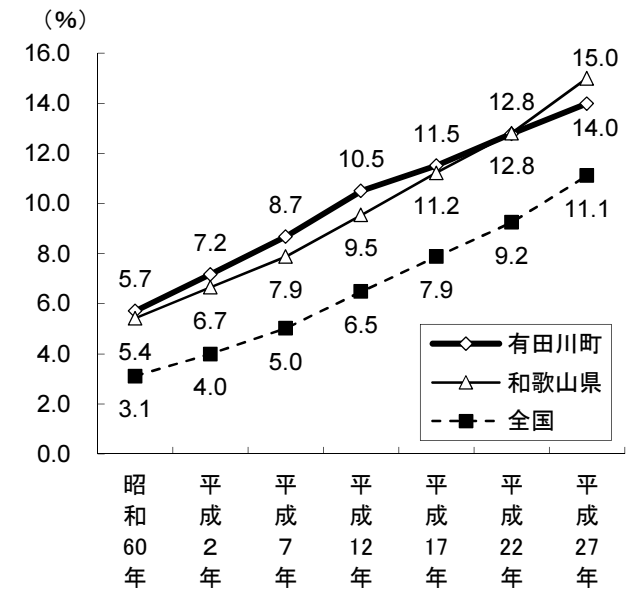
資料：国勢調査

高齢者のいる世帯の比率は、全国、和歌山県を大きく上回って推移していますが、近年はやや減少傾向です。一方、高齢者単身世帯の比率は和歌山県とほぼ同水準で推移しており、本町の高齢者は家族と同居している人が比較的多いことがうかがえます。

■一般世帯に占める高齢者のいる世帯の比率



■一般世帯に占める高齢単身世帯の比率



資料：国勢調査

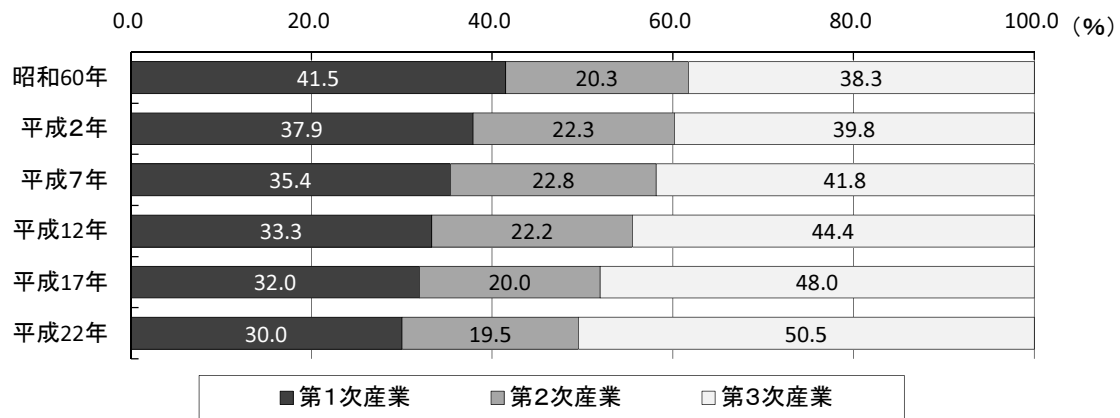
4. 産業の状況

(1) 産業別就業人口比率

産業別就業人口比率を見ると、昭和60年から平成22年の間に、第1次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

また就業者数は、平成12年以降は減少傾向です。

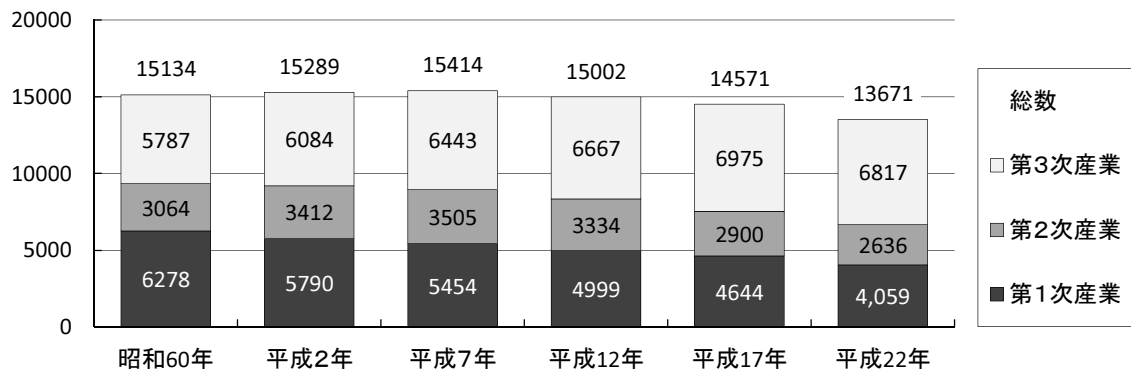
■産業別就業人口比率（大分類）



※端数処理のため合計が100.0%になりません。平成27年の産業別就業者数については国勢調査データ未公表のため掲載していません

資料：国勢調査

■産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

※平成27年の産業別就業者数については国勢調査データ未公表のため掲載していません。

5. 土地利用の状況

土地利用の状況については、森林が町全体の 76.7%を占めており、特に有田川上流域は、森林の占める割合が顕著に高くなっています。

一方で平野部が広がる下流域では、農用地・宅地が占める割合が、上流域に比べ高くなっています。

土地利用規制の状況を見ると、有田川下流域の一部は都市計画区域が定められており、用途地域が指定されています。また、いずれの地域においても農業振興地域及び農用地区域が指定されている所もあります。

有田川上流域は高野龍神国定公園や、有田川町最高峰の上湯川岳が含まれる城ヶ森鉾尖県立自然公園に指定されています。また、二川ダム湖から生石ヶ峰にかけて、生石高原県立自然公園に指定されています。

■地目別土地利用現況面積比率（平成 27 年 3 月 31 日現在）（単位：ha、%）

区分	面積	比率
総面積	35,184	100.0%
農用地	3,214	9.1%
森林	26,968	76.7%
原野	0	0.00%
水面・河川等	795	2.26%
道路	821	2.3%
宅地	617	1.8%
その他	2,769	7.9%

資料：土地利用現況把握調査

第2節 住民による有田川町の評価

1. 調査について

本計画の策定にあたり、第1次総合計画策定から現在に至るまでの有田川町のまちづくりについて、住民の評価や意識の現状を明らかにし、今後の行政運営に活用することを目的として、住民意識調査を実施しました。

調査はまちづくりの各分野について、目指すべき姿になっているかを「はい」「いいえ」「わからない」の3択で回答するものと、各種施策のなかから重要だと思う施策を選択するものを設定しました。「はい」「いいえ」「わからない」の3択で回答する設問については、住民の評価をわかりやすく示すため、「はい」の割合(%)から「いいえ」の割合(%)を引いた数値を、その分野に対する住民の満足度を表す指標とします。

すでに、第1次長期総合計画策定時点(平成18年)と、第1次長期総合計画後期計画策定時点(平成22年)に同様の調査が行われています。今回の調査結果と過去の調査結果を比較することで、住民の意識の変化を示し、現代的な行政課題について検討する資料としています。

■調査結果の概要

調査区域	有田川町全域
調査対象	18歳以上の町内在住者2,020人
調査期間	平成27年6月12日～平成27年6月30日
有効回収数	967票
有効回収率	47.9%

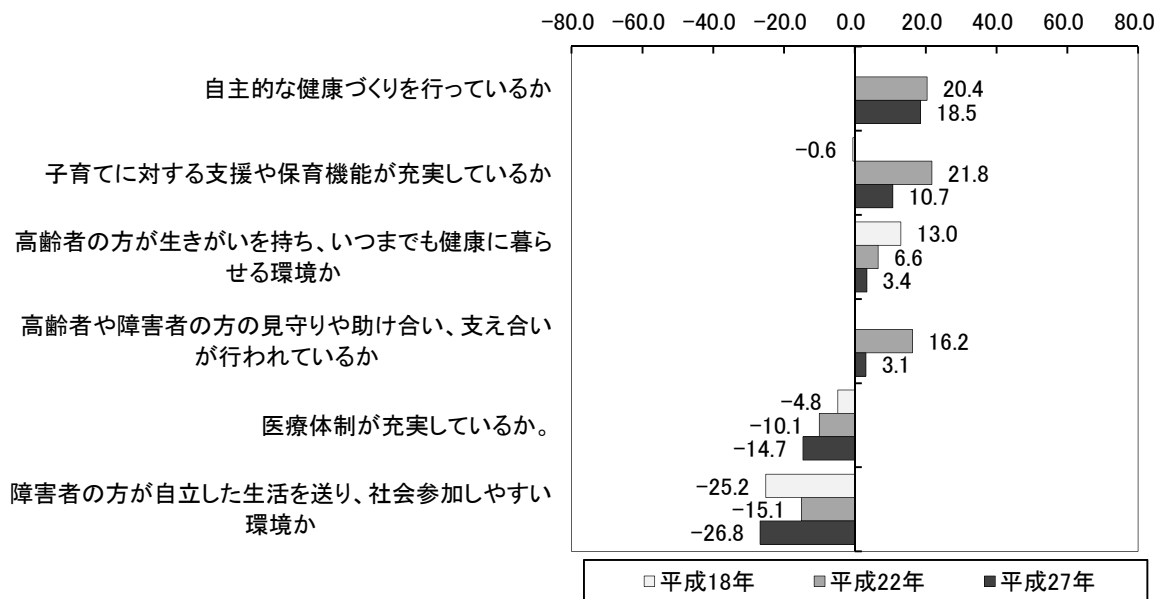
2. 分野別にみた評価とまちづくりに重要なこと

(1) 保健・医療・福祉

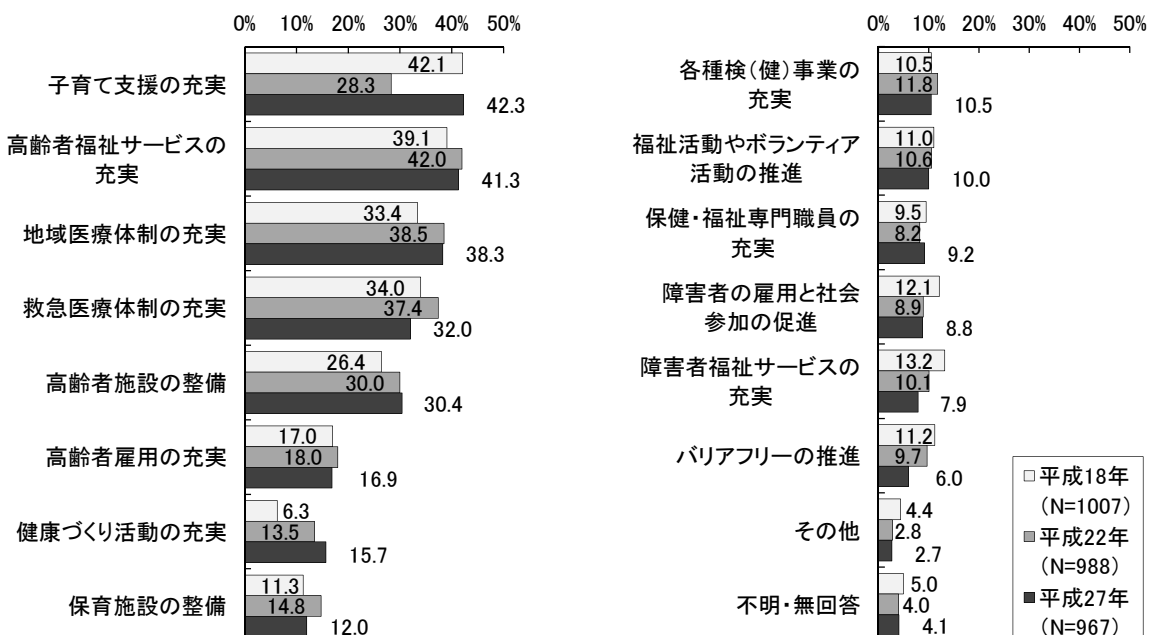
「はい」という回答が「いいえ」という回答を上回って評価がプラスになっているのが、自主的な健康づくり、子育てに対する支援、高齢者支援、見守りや助け合い・支え合いです。しかし、いずれも評価が低下傾向です。医療体制、障害者支援については、マイナスの評価となっています。

まちづくりで重要だと思うことについては、子育て支援、高齢者福祉サービス、地域医療体制、救急医療体制、高齢者施設の5項目が3割を超えて多くなっています。

■分野別の評価



■まちづくりで重要だと思うこと

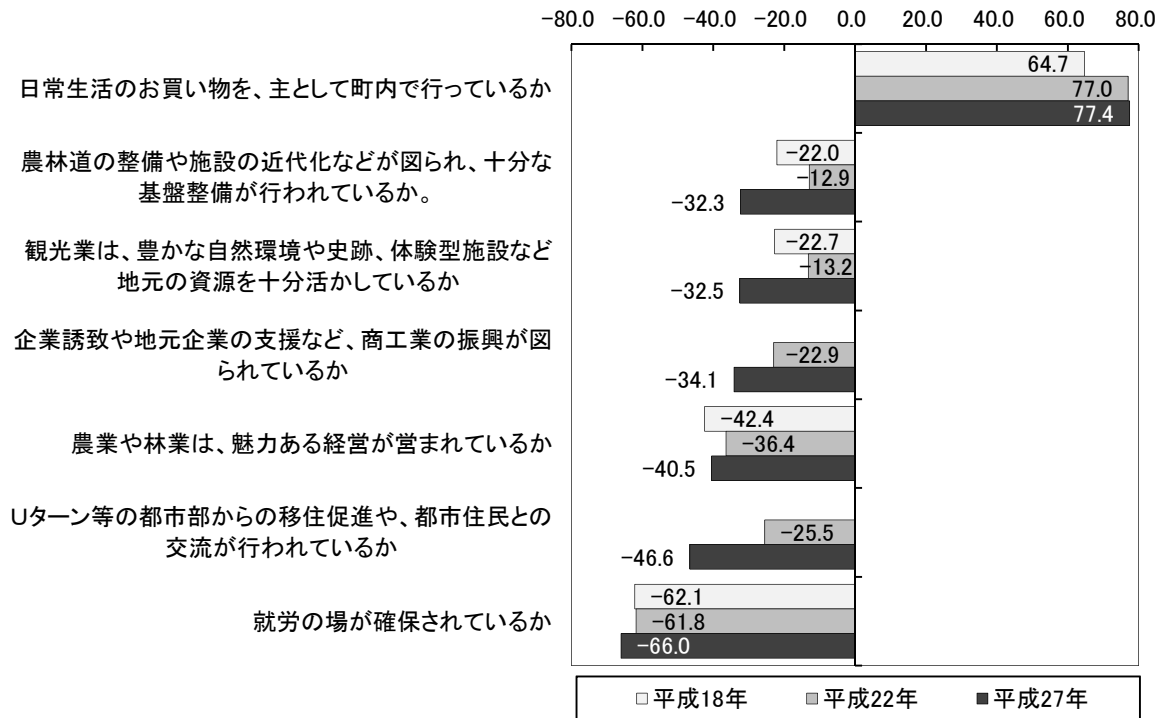


(2) 産業振興・農山村整備

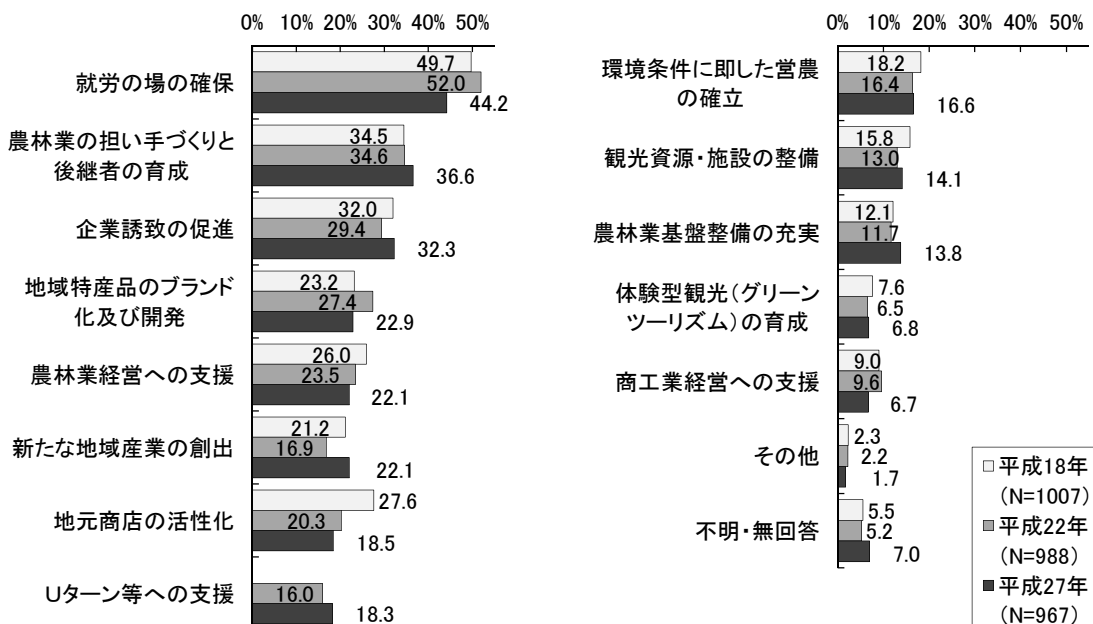
分野別の評価では、全体的にマイナスの評価が多くなっており、特に就労の場の確保、Uターン等の取り組み、農林業の魅力ある経営については、マイナスが40ポイントを超えています。また、過去の調査と比べてマイナスが増加している項目が多くなっています。

まちづくりで重要だと思うことについては、就労の場の確保、農林業の担い手づくり、企業誘致の促進が特に多くなっています。就労の場の確保と農林業の活性化が多くの人にとって町の課題だと感じられていることが示されています。

■分野別の評価



■まちづくりで重要だと思うこと

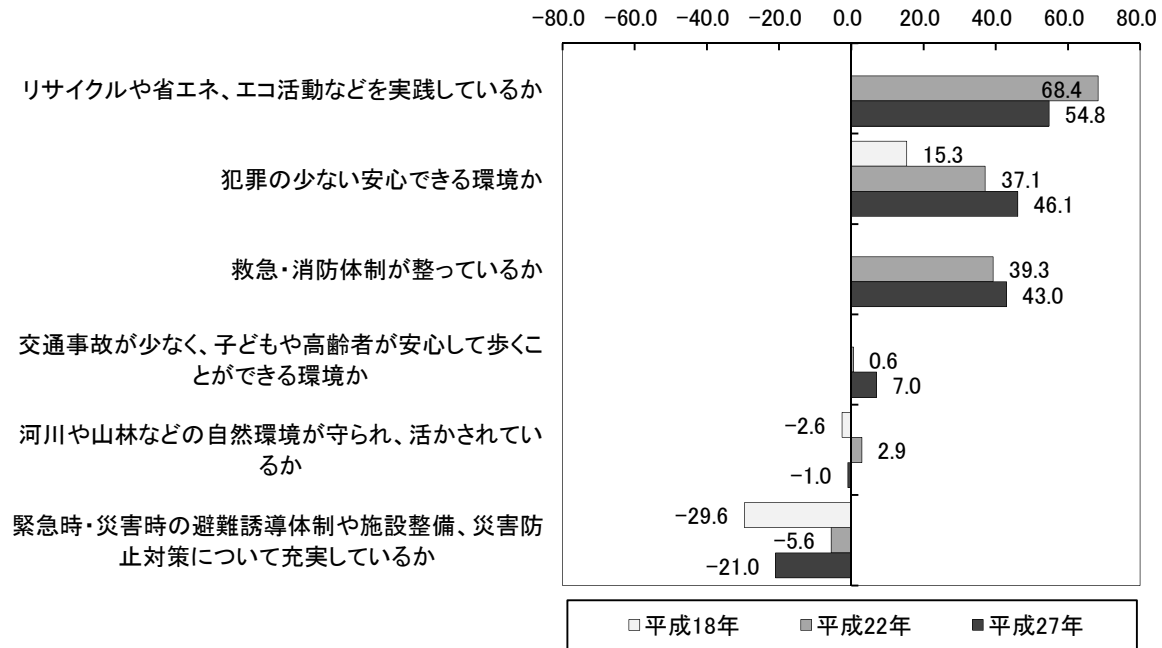


(3) 安心・安全・自然環境保全

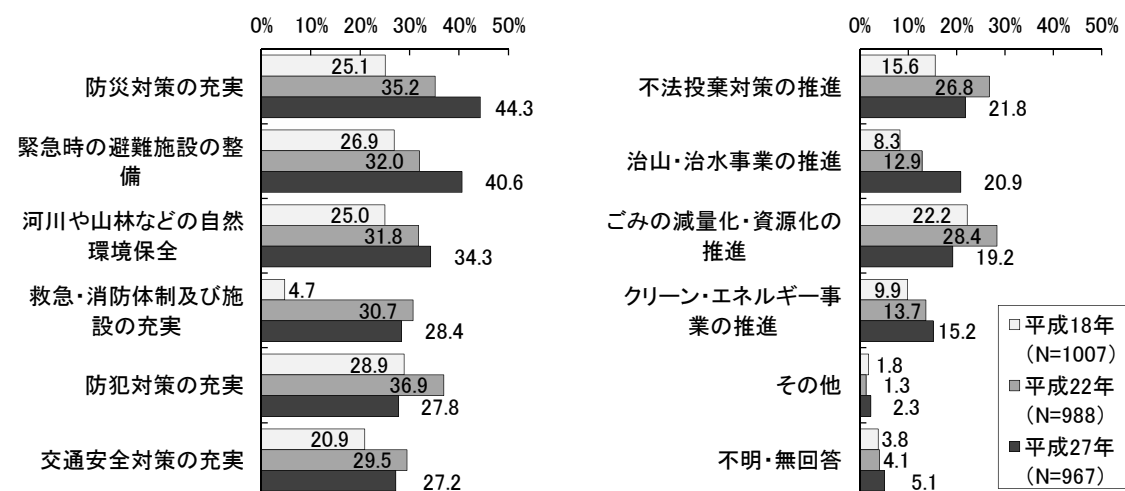
リサイクル等の実践、犯罪が少なく安心できる環境、救急・消防体制については、大きくプラスの評価となっています。中でも、犯罪の少ない安心できる環境については、年々評価が向上しています。一方、緊急時・災害時の体制整備については、マイナスの評価となっています。

まちづくりで重要だと思うことについても、防災対策の充実と避難施設の整備が上位となっており、災害時の体制整備が特に課題だと感じている住民が多いことが示されています。

■分野別の評価



■まちづくりで重要だと思うこと

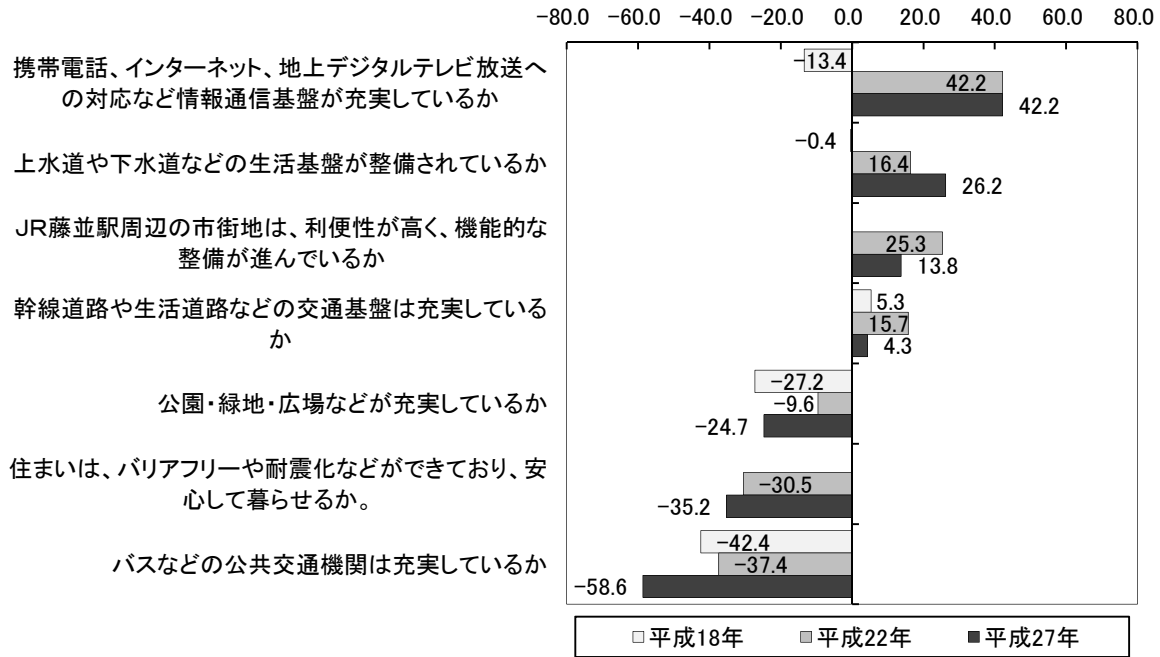


(4) 生活環境の整備

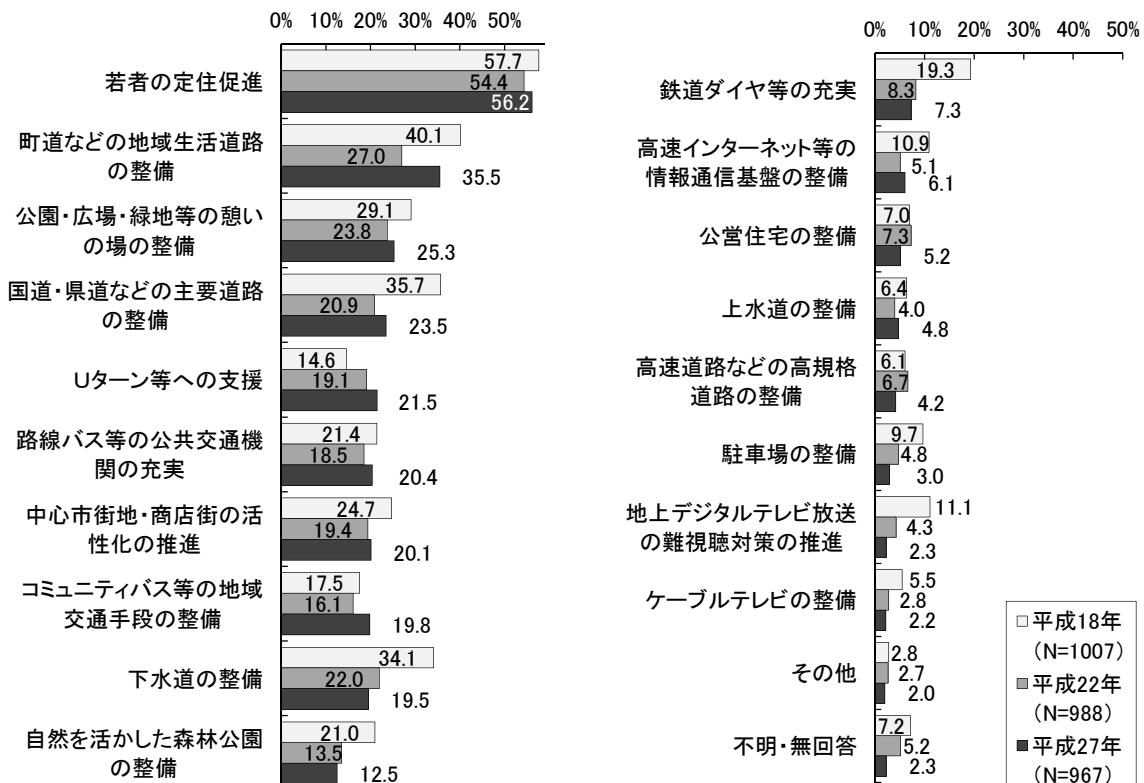
情報通信基盤の整備や上下水道の整備、JR藤並駅周辺の市街地整備はプラスの評価となっています。一方、バスなどの公共交通機関についてはマイナス評価が大きく、次いで、住まいのバリアフリーや耐震化、公園・緑地・広場がマイナスの評価となっています。

まちづくりで重要だと思うことでは、若者の定住促進が一貫して最重要とされており、生活道路の整備、公園・広場・緑地等の整備が続いています。

■分野別の評価



■まちづくりで重要だと思うこと

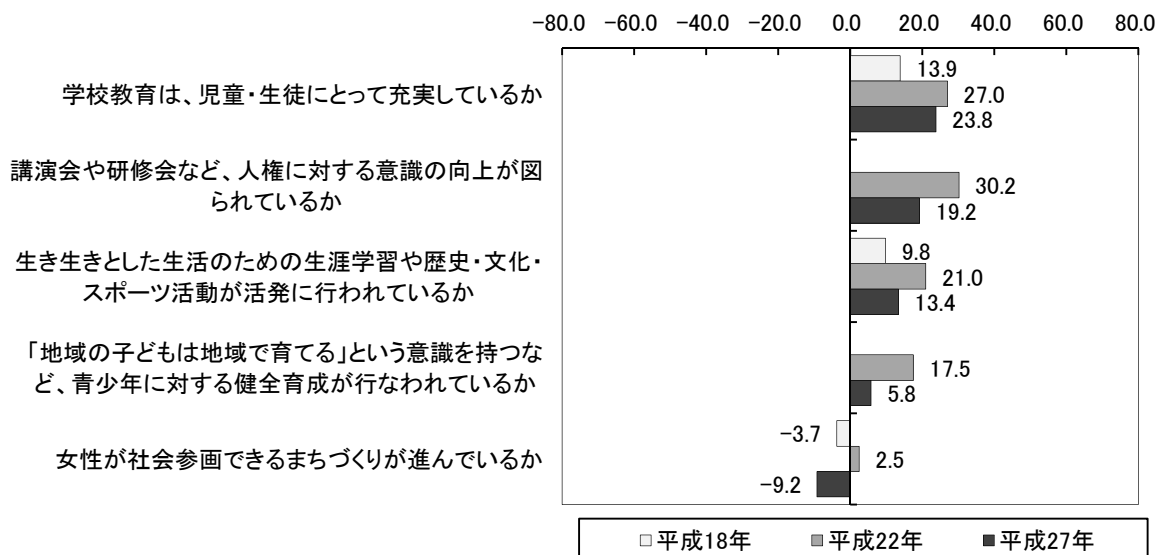


(5) 教育・文化の充実、女性の社会参画

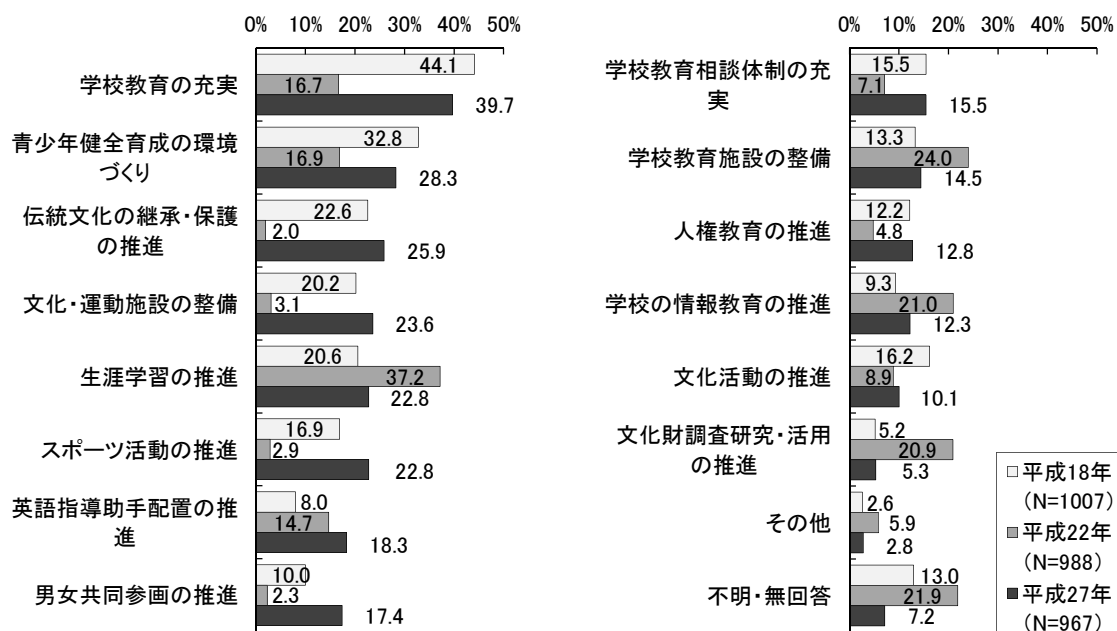
学校教育、人権意識の向上、生涯学習、青少年健全育成はいずれもプラスの評価となっており、女性が社会参画できるまちづくりのみ、マイナスの評価となっています。

まちづくりで重要だと思うことでは、学校教育、青少年健全育成が上位となっており、子どもの教育が特に重視されていることがうかがえます。

■分野別の評価



■まちづくりで重要だと思うこと

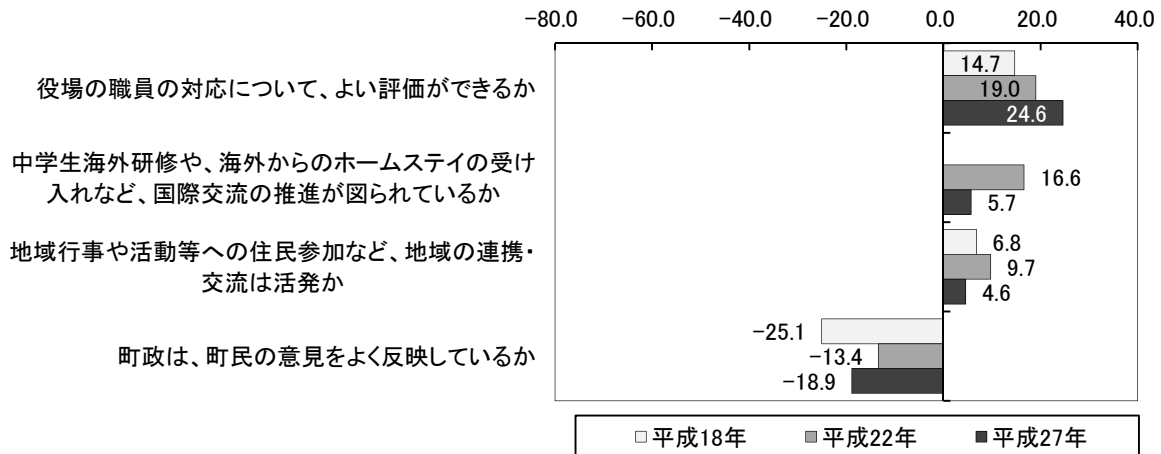


(6) 連携・交流の促進・行政サービスの向上

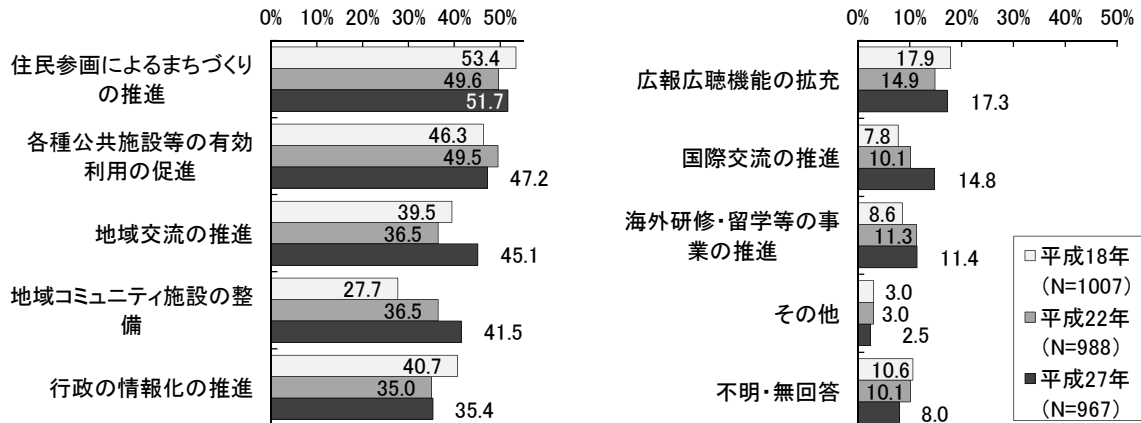
役場の職員の対応については、プラスの評価が増加しています。国際交流の推進、地域の連携・交流についてもややプラス評価となっています。一方、町政への町民意見の反映については、マイナスの評価となっています。

まちづくりで重要だと思うことでは、住民参画によるまちづくり、公共施設等の有効利用、地域交流の推進、地域コミュニティ施設の整備が4割を超えて多くなっています。

■分野別の評価

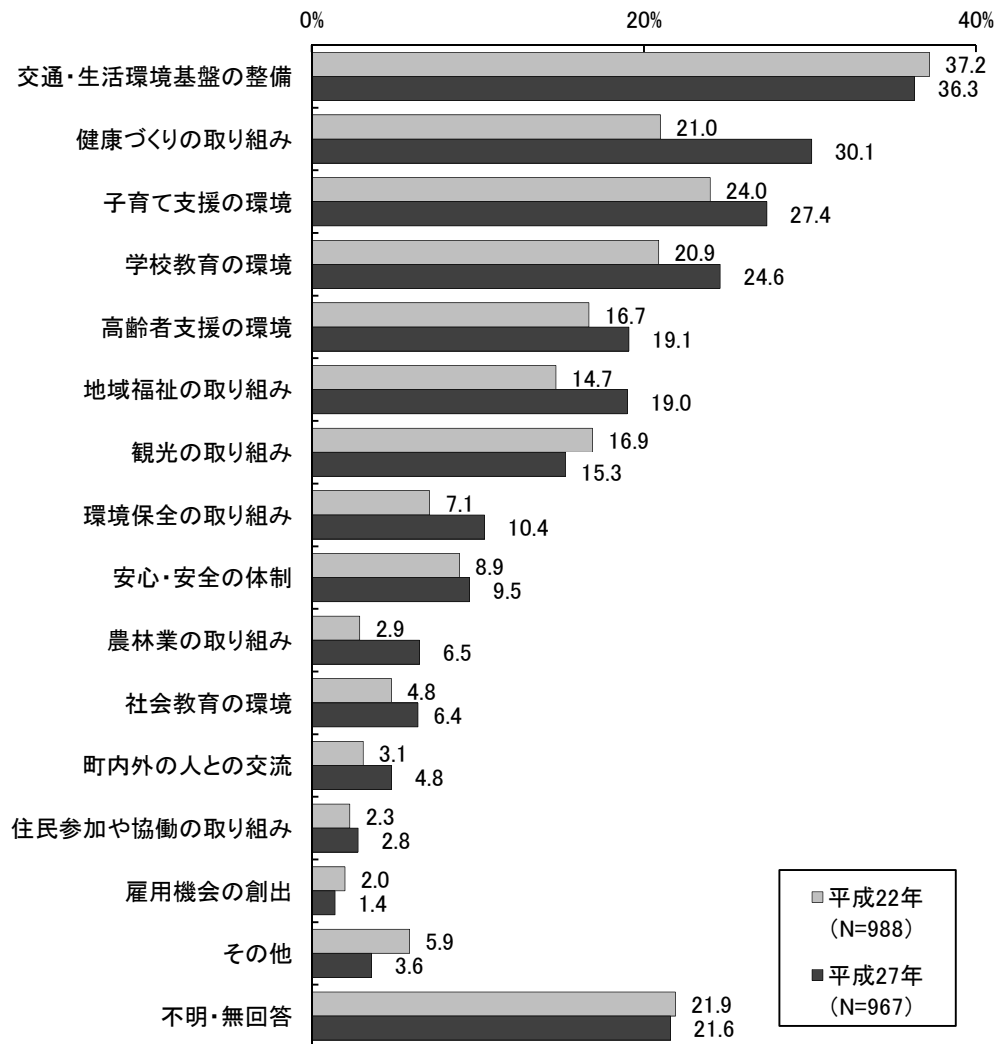


■まちづくりで重要だと思うこと



(7) 最近5年間でよくなったと感じること

最近5年間でよくなったと感じることについては、交通・生活環境基盤の整備、健康づくりの取り組み、子育て支援環境が上位となっています。特に健康づくりの取り組みについては、前回調査より評価が上がっています。一方、雇用機会の創出、住民参加や協働、町内外との交流については、よくなったと感じる人があまりいない結果となっています。

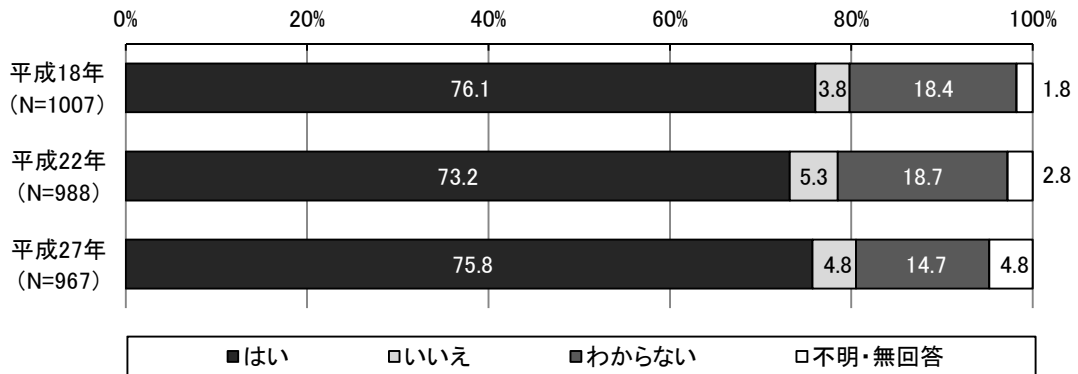


(8) 居住意向

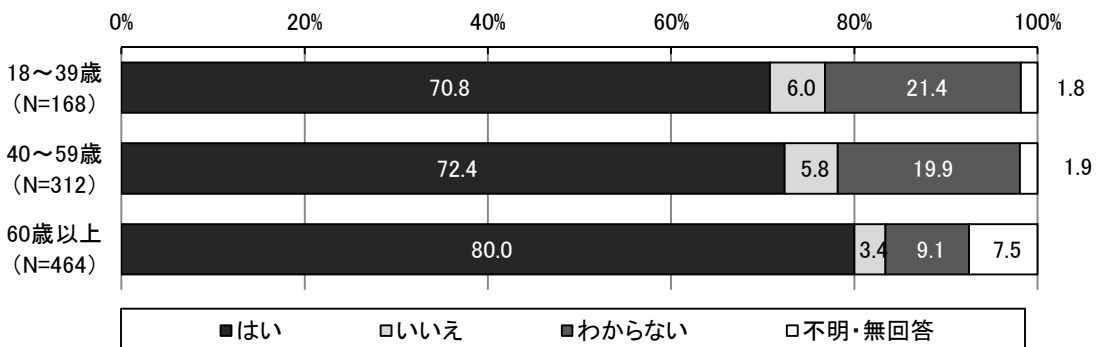
これからも有田川町に住みたいと思うかどうかについては、住みたいという回答がいずれの調査においても7割を超えています。一方、住みたくないという回答は5%程度にとどまっています。

年齢別にみると、60歳未満の世代では「わからない」という回答が2割程度を占めているものの、いずれの世代も7割以上が住みたいという回答をしています。

■これからも有田川町に住みたいと思うか



■これからも有田川町に住みたいと思うか (平成27年・年齢別)



第3節 社会情勢の変化と本町の課題

本計画の策定にあたっては、近年の社会情勢の変化を踏まえ、これからの10年を展望した施策の見直しが求められます。平成23年の、第1次有田川町長期総合計画後期計画の策定以降の社会情勢の変化と、住民ニーズ等も踏まえた本町の課題として、主に以下の5点が挙げられます。

1. 人口減少社会の到来と地方創生

本格的な人口減少社会の到来に臨むわが国において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目指し、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。ここでは、「国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性がうたわれ、国・地方自治体が長期的に目指す将来人口を定めた人口ビジョンと、人口ビジョンを達成するためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

地方自治体における人口減少問題に警鐘を鳴らしたいいわゆる「増田レポート」（日本創成会議 平成26年）では、20～39歳の女性の人口が2040年までに半減することが予測される自治体が「消滅可能性都市」とされ、本町もそれに含まれています。こうした状況を座視するのではなく、よりよい未来を目指すためのビジョンと方向性を示すべく、本町でも平成27年に「人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これらに基づいた施策の推進に取り組んでいます。今後は、住民や民間事業所、近隣自治体等と連携し、町を挙げて人口問題に取り組んでゆくことが課題となります。

2. 少子高齢化のさらなる進展

有田川町の高齢化率は平成22年の段階で30%を超えており、全国・和歌山県を上回って推移しています。中でも、支援が必要な可能性が高くなる75歳以上の高齢者の比率が増加しており、支援を必要とする高齢者の増加や医療・介護ニーズのさらなる増大は避けられない情勢です。公的な支援や介護・医療サービスの充実が求められることは言うまでもありませんが、地域での自主的な介護予防活動や、相互の支え合い・助け合いの活動を促進し、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の整備が急がれます。

また、継続的な少子化と若年層の町外への転出超過が続いていることから、子どもを産み育てる若い年代の人口の減少が進んでおり、将来的な出生率の改善に成功したとしても、15歳未満の人口は今後も減少が続くことが予想されます。子どもの数の減少は、保育・教育サービスの維持においても大きな問題となりますが、少子化が子育て・教育環境の悪化を招き、さらなる少子化を招来するという悪循環に陥らないよう、長期的な視点からの子育て・教育

サービスの充実が求められます。

3. 若者の定住促進

高齢者福祉、子育て支援と並んで、住民の課題意識やニーズが高いのが、雇用の場の確保や農林業の担い手の育成を通じた若者の定住促進です。若年女性人口の大幅な転出超過による減少が続いたことが、本町が「消滅可能性都市」とされた最も大きな要因です。近年では吉備地区を中心に、転入人口が増加しており、平成24年から平成26年は県内では数少ない転入超過自治体となっていますが、居住環境の整備とともに、子育て支援や就労支援等を通じ、若年世代の転出を抑制することが求められます。

平成27年に策定した有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「女子力アッププロジェクト」、「魅力アッププロジェクト」、「地域力アッププロジェクト」の3つのプロジェクトを通じて、有田川町の人口問題に取り組むことをうたっています。若者にとって魅力的なまちづくりを進めることで、町で生まれた若い世代の定住と、都市部からの若者の移住の促進につなげることが課題です。

4. 防災意識の高まりと地域社会

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、広範にわたり甚大な被害を及ぼす未曾有の災害となりました。将来的にも、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、巨大災害への備えに対する関心も高まっています。

一方、大きな災害の経験は多くの方が、人と人との絆の大切さを再認識する契機ともなってきました。災害発生時の避難・減災においても、その後の復興においても、地域コミュニティの役割が非常に重要となっており、特に災害弱者とされる住民の支援については、日常的な身近な人とのつながりが課題となります。高齢化に対応できるまちづくりという観点からも、地域の助け合い・支え合いに基づくコミュニティ構築が必要です。

本町では、特に山間部において、高齢化の進展と若年世帯の流出により集落機能の維持が困難となっている地域が生まれており、災害時・緊急時の対応と日常生活インフラの維持の両面から、地域の実情に応じた対応が求められています。

東日本大震災が市民の意識に大きく影響したもう一つが、エネルギー問題への関心を呼び起こす契機となったことです。電力需給のひっ迫が多くの方に切実な問題として意識され、日常生活における省エネルギーの意識や再生エネルギーへの関心が高まっています。経済のグローバル化に伴う食の安全等への課題意識も含め、エネルギーや食糧の地産地消による、持続可能な地域社会の構築が求められます。

本町ではこれまで、豊かな自然環境を基盤とした再生エネルギーの利活用に先進的に取り組んできました。今後は、農林業をはじめとする町内の産業活性化という観点からも、エネルギーや食糧の地産地消を推進し、自然豊かで安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

5. ICTの進歩と活用

近年その進化が著しいICT（情報通信技術）分野においては、コンピューターとその処理能力が飛躍的に増大する一方で、すべての人がコンピューターを身につけ、ネットワークで常時つながりながら、行動し、コミュニケーションする時代を迎えています。こうした時代を背景に、利用可能となったビッグデータの活用によるイノベーションへの期待や、ICTの進歩に伴う幅広い分野における技術革新が期待されています。ツイッター、フェイスブックといったソーシャルネットワークサービス（SNS）の発達により、誰もが手軽に情報の発信者かつ受信者となれる今日、これらのメディアを効果的に活用し、まちの魅力や取り組みを発信することや、都市との交流を促進していくことも重要な課題となっています。

一方、民間で保管、利用される個人情報の流出個人情報データの拡大に伴い、個人情報の流出等の問題も課題となっています。社会保障・税等の分野における個人データの管理を一人ひとりに割り当てられた番号で行うマイナンバー（社会保障・税番号）制度の実施に伴い、地方自治体においてもこれまで以上に、個人情報の管理と適切な活用が求められます。

基本構想

第3章 めざす将来像とまちづくりの基本方針

第1節 目指す将来像

第1次有田川町長期総合計画では、平成18年の合併時における新町づくり計画のテーマを引き継ぎ、「～有田川がつなぐ、人と自然、山とまち、交流が未来をつむぐ～ きらめき ひろがる有田川」を、新しく誕生した有田川町が目指すまちづくりの将来像として設定しました。

合併から10年が経ち、有田川町としての一体感の醸成が進んできた一方で、人口問題をはじめとする多くの課題を抱え、右肩上がりの成長を前提とした楽天的な将来像を描くことは難しくなっています。少子高齢化への対応や産業振興といった課題についても、一様ではなく、それぞれの地域の実情に応じて多様な問題が生起しています。

これまでの10年が、合併した3つの町が有田川の流に沿ってつながり、一つに結ばれるための10年だったとすれば、これからの10年は、つながりと交流の深化を図るとともに、一つの町としての新しい流れをつくり出すための10年にしていかねばなりません。そこで、これからの10年にめざす有田川町の将来像を、次のように定めます。

～川が結び、川が育む、森とまち～

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

高齢者の支援や介護の問題を話し合う寄合をきっかけとして、字単位で介護予防に取り組み始めた集落があります。有田川町の魅力をアピールするため、自作の広報誌づくりに取り組む女性グループがあります。想いや課題を共有する人が集まり、問題の解決や新しい活動につなげていく、そんな交流が町のいたるところで活発に行われるようなまちづくりを目指します。

平成27年度から始まった、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとして、有田川町では、米国オレゴン州のポートランドから住民参加のまちづくりの手法を学び、実践する取り組みを進めてきました。行政と住民がともに集い、知恵を出し合い、めざす地域やまちの姿を話し合い、交流することで、新しいまちづくりにつなげます。

このような取り組みを通じ、有田川町に住みたいと思う人を増やし、若者が集まるまちをつくとともに、この町が地方都市の理想のまちづくりの源流となる、そんな有田川町をめざします。

第2節 まちづくりの基本姿勢

目指す将来像の達成に向け、有田川町のまちづくりのすべてに共通する基本姿勢として、次の3つを定めます。この基本姿勢を守り、施策を進めていくことが、将来像に少しずつ近づいていくことになると考えます。

○みんなで作る

これからの有田川町は、住民参加のまちづくりをさらに進めていきます。ポートランドから学んだワークショップ等の住民参加の手法を活用し、住民参加で進める取り組みがすでに始まっています。これらを単に計画段階だけの参加に止めるのではなく、その後の施策の実施や施設の活用、取り組みの評価に至るまで、住民とともに進めるまちづくりを広げます。

高齢化と人口減少に伴う福祉ニーズの増大や地域の生活基盤の維持、基幹産業である農林業の活性化など、町の抱える課題は多様かつ深刻であり、行政だけの取り組みですべてを解決することは困難です。また、それぞれの地域・分野ごとに異なる課題があり、求められる資源・支援も異なります。当事者である住民自身の声や主体的な活動を大切に、ともに課題に取り組んでいくことで、よりよい町のあり方を考え、その実現を目指します。

○まずはやってみる

「どうせできない」、「失敗したらどうする」、「行政の事業にふさわしくない」そう考えてばかりで何もしなければ、目指す将来像に近づくことはできません。よりよい町づくりに向けて、できることから、まずはやってみることを大切にしたいと考えます。新しいアイデアや工夫、若者の声を大切に、応援する文化を、役場に、地域に広げます。

国や県、他の自治体がやっているからそれに従うだけではなく、有田川町がまず始める、有田川町から発信するという積極的な姿勢を失わないよう取り組みます。

○世界基準で考える

人口3万人に満たない有田川町が、人口60万人のポートランド市に学べるのか、と言われることもあります。しかし実際に取り組を進めていくと、そこには多くの共通するまちづくりの課題があり、そのノウハウから学べるものが数多くあることがわかりました。「Think Globally, Act Locally —地球規模で考え、地域で行動する」ということが今こそ必要です。

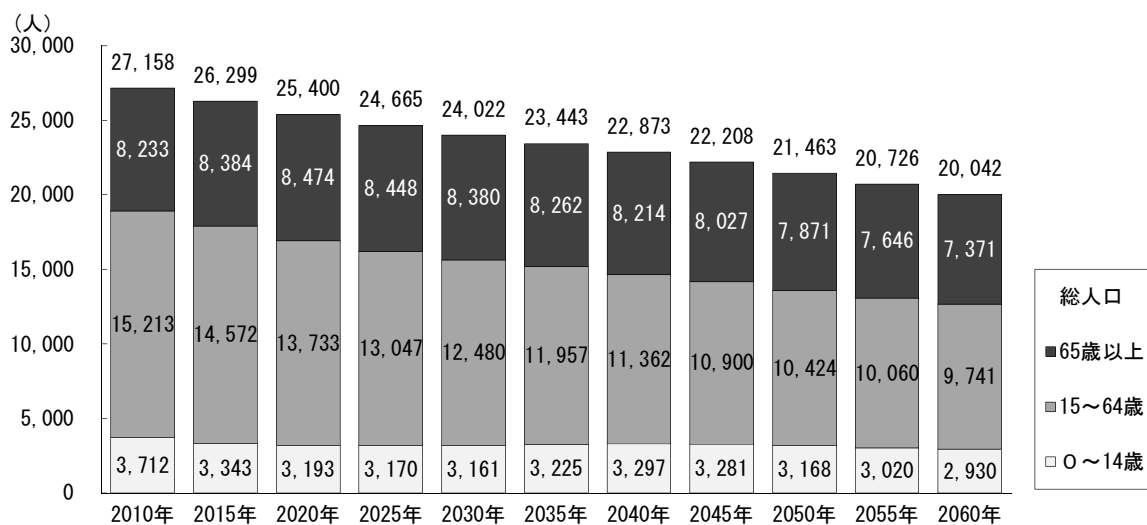
世界に類のない速度で少子高齢化が進展した我が国において、高齢化率が全国平均をはるかに上回って推移してきた有田川町は、高齢化問題・人口減少問題の世界的先進地でもあります。ポートランドから学んだ私たちのまちづくりを、いつか世界に発信する、そんな大きな志とともに、まちづくりに取り組みます。

第3節 基本指標

1. 将来人口推計

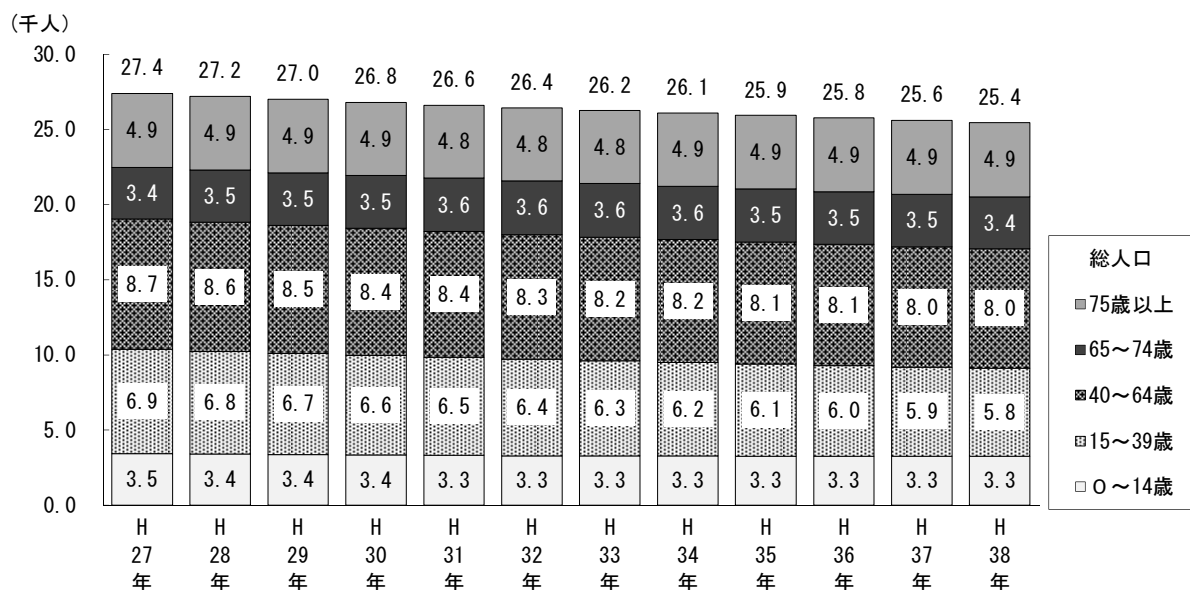
わが国は、少子高齢化の進展により、本格的な人口減少社会を迎えており、有田川町についても例外ではありません。平成27年に策定した「有田川町人口ビジョン」では、人口問題に取り組む各種施策の効果を見込み、2060年の段階で人口の減少幅を約3000人少なくし、人口2万人以上を目指すことをうたっています。

■有田川町人口ビジョン



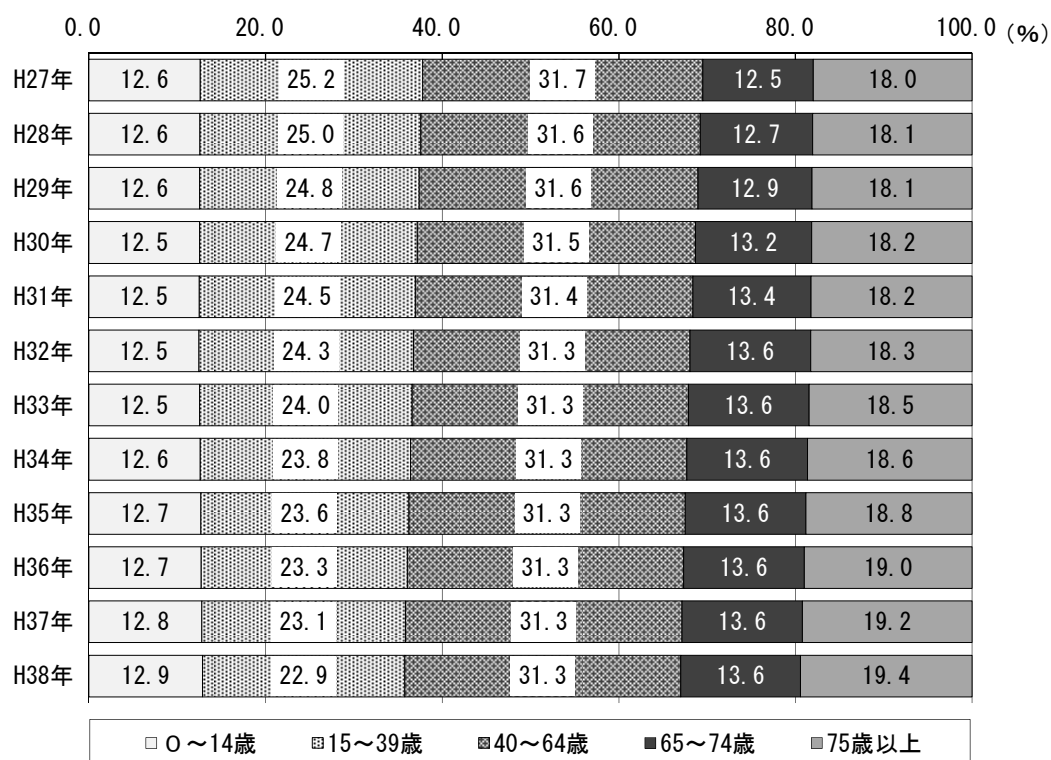
「有田川町人口ビジョン」を実現するために、本計画期間中に達成すべき住民基本台帳に基づく将来人口予測は、以下の通りです。

■年齢5区分別人口予測



また、本計画期間中の人口予測に基づく、年齢5区分別人口比の予測は、以下の通りです。

■年齢5区分別人口比予測



2. 目標人口

以上の人口予測から、有田川町人口ビジョンの達成を実現するための本計画期間中の目標人口を、次のように設定します。

平成 33 年 4 月 1 日人口 : 26,000 人

平成 39 年 4 月 1 日人口 : 25,000 人

人口問題に取り組む「有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種プロジェクトの推進や、本計画に基づく住みよいまちづくりを通じ、上記の人口を達成することを本計画の目標とします。

第4章 まちづくりの基本目標

目指す将来像「人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」の実現に向け、まちづくりの分野ごとに基本となる目標を定め、取り組みの方向性を示します。

基本目標1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現

保健・医療・福祉の連携の強化と、地域交流の促進を図り、子どもから高齢者や障害者をはじめ、住民のだれもが住み慣れた地域社会のなかでともに支え合い、助け合いながら健康で安心して暮らせる、心豊かなまちづくりを目指します。

1. 福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実、在宅を含む医療支援体制の整備、介護予防の推進をはじめとする、地域包括ケアシステムの構築を進めます。地域の実情に応じた高齢者支援に地域団体と連携して取り組むとともに、住民相互の交流や支え合い、助け合いの活動を促進します。
- 障害者の権利が守られ、教育・就労を通じた社会参加が促進されるよう、障害福祉サービスの充実と合理的配慮の促進を図るとともに、障害者の自立を阻む社会的・心理的障壁の除去に取り組めます。
- 住民福祉に対する理解と参加を促進し、地域で助け合い、支え合う関係づくりを進めます。生活困窮世帯の支援や誰もが相談しやすい支援体制の構築に取り組めます。

2. 住民の健康づくりと保健・医療の充実

- 住民一人ひとりが主体的に自らの健康に関心を持ち、健康な心と体づくりに取り組むことができるよう、各種健(検)診事業・各種保健事業の充実を図るとともに、自主的な健康維持・介護予防の取り組みを支援します。
- 特に高齢化に伴う医療ニーズの増大への対応と、出産・子育て環境の充実に向け、関係機関との連携を強化して、各種医療費制度や地域医療体制の充実を図ります。
- 乳幼児の健診や発達相談、子ども医療体制の充実、妊娠・出産・子育ての経済的支援等の各種の子育て支援事業を通じ、だれもが安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子育て世代の定住促進に取り組めます。

基本目標 2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化

有田川町の基幹産業である農林業を中心とした産業の活性化に努めるとともに、農林業の後継者の確保と若者にとって魅力ある雇用機会の創出を図ります。
また、有田川町の持つ魅力を最大限に活用した観光・交流施策の拡充に努め、地域の特性を活かした多様な観光・交流機会のあるまちづくりを目指します。

1. 魅力あふれる産業の振興

- 担い手の高齢化の進む農林業の振興と、若者にとって魅力的な雇用の場の確保に向け、高付加価値農林加工品の生産、農林製品のブランド価値の向上や新たな流通システムの構築を支援するとともに、生産基盤整備や営農支援体制の整備、農産物・再生可能エネルギーの地産地消を推進し、新しい時代に対応できる農林業経営の強化に努めます。
- 住民への豊かな消費生活の提供と地域の活気を生み出す商業地域を形成するため、関係機関と連携し、内発型産業の育成や創業支援に取り組むとともに、若年者雇用の促進を図ります。

2. 地域の特性を活かした観光・交流施策の充実

- 有田川町の持つ豊かな自然、名所・旧跡、特産物など多様な観光資源を活かした観光振興のため、道路や観光施設などの基盤整備と、住民や事業所との連携・協働による観光資源の発掘・開発を進めます。また、より広域な観光ルートを形成するため、周辺市町村との連携を促進します。
- 農林業などの地域資源を活かしたグリーンツーリズムの活性化による、都市農村交流を推進します。田舎暮らし体験等の受け入れ態勢の整備や空家の有効活用を進め、U J I ターンの促進を図ります。

基本目標 3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備

有田川町の持つ美しい自然環境の保全に努めるとともに、循環型社会の構築を図り、自然と共生した環境にやさしいまちづくりを目指します。
また、地域の実情に応じた生活環境基盤や情報通信基盤の整備を推進し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、関係機関と連携して住みよい住宅の確保に努め、転入者の増加を図ります

1. 美しい自然環境の保全と循環型社会の構築

- 有田川町の豊かな自然環境の保全・活用を推進し、自然と共生するまちづくりを進めるため、住民自らが河川や森林など自然環境を守る意識の醸成を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 環境への影響を最小限に抑える循環型社会の構築により、よりよい地球環境を次世代へ継承していくため、環境学習やごみの減量化・リサイクル等の啓発活動、環境美化活動を推進します。

2. だれもが快適に暮らすための生活環境基盤の整備

- 住民生活において欠かすことのできない住宅環境や情報通信基盤などの生活基盤の整備を引き続き推進します。
- 安全な水を安定して供給する上水道、河川や農業用水の水質保全を図るための下水道の整備を、地域の実情に応じて計画的に推進します。
- 地域の健全な発展と秩序ある整備、美しい景観や快適な生活環境の保全を図るため、市街地、住宅地、農山村などそれぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を進めます。
- 生活の利便性向上や産業の振興などを図るため、広域交通を支える高速道路、地域間を結ぶ幹線道路、地域の生活道路の整備を推進します。また、通学・通勤圏の拡大や観光振興などを図るため、公共交通機関の利便性向上を推進するとともに、公共交通の未整備地域への交通手段の確保を図ります。

3. 安全・安心な暮らしを保障する体制の整備

- 安全・安心な暮らしの確保に向け、消防体制の強化と救助救急体制の整備を進め、住みよい町の形成に繋がります。
- 住民組織と連携した防災体制の整備を確立し、大規模災害への備えを強化します。
- 事故や犯罪の少ない安全なまちづくりに向け、防犯、交通安全の取り組みや消費者行政の充実を進めます。

基本目標 4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進

未来を担う子どもたち一人ひとりが、自身の可能性を伸ばし、社会に、世界に通用する力をつけるための基礎としての生きる力を育むことができるよう、子育てしやすい環境づくりと、教育・保育の充実に取り組みます。

多様な学習や文化・スポーツ活動への参加と、それらを通じた豊かな人間関係の構築により、生涯にわたって生き生きとした暮らしを育むことができるよう、学習・スポーツ環境を整備します。

1. 生きる力を育む教育・保育の充実

- 若い世代が子育てしやすい環境の整備に向け、保育サービスや子育て支援の充実に取り組みます。
- 地域の資源を活かした特色ある学校づくりと教育活動の充実を図り、確かな学力の形成に取り組みます。
- 児童・生徒の多様なニーズに対応した教育の推進を図るとともに、適切な教育環境の整備を推進します。
- 家庭・地域の教育力の向上を図り、学校とともに連携して教育に取り組む地域づくりを目指します。

2. 豊かなまちづくりを支える社会教育の推進

- 生きがいのある充実した生活を生涯にわたって送るために、多様な学習機会の提供や図書館サービスの拡大を進め、生涯学習環境の充実に努めます。
- 絵本コンクールや絵本作家を招いての取組等を進め、絵本のまちづくりを推進します。
- 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するための啓発や人材養成に取り組みます。
- 男女がお互いの人格を尊重し、女性が社会のあらゆる分野において社会参画できる環境づくりを進めます。

3. 歴史・文化振興とスポーツ活動の充実

- 有田川町が育んできた伝統的な歴史文化を継承し、それらの活動を支援するとともに、史跡・遺跡・文化財などを次代に伝えるために保存活用を努めます。
- 住民の芸術文化活動を支援するとともに、本物の文化・芸術に触れる機会を提供します。
- 健康で心豊かな生活を送るために、生涯にわたる文化・スポーツ活動の振興に努めるとともに、各種施設の整備充実と有効活用を推進します。

基本目標5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり

地域課題の解決や魅力的あるまちづくりにおいて、住民参加のさらなる推進に取り組めます。また、地域団体や民間事業所の主体的な活動との連携・協働を推進します。

人口減少社会においても限られた人員や財源を効率的に活用し、健全な行財政の確保と住民サービスの向上に努めます。

1. 住民参加のまちづくりの推進

- 住民参加を踏まえた意思決定や事業実施の手法・ノウハウの研究を進め、住民参加による政策推進や住民主体のまちづくり活動の支援に取り組めます。
- 助け合い・支え合う地域づくりに向け、各種の交流活動を促進するとともに、地域住民活動の支援を行います。
- 姉妹都市・姉妹校連携や、ポータランド特別プロジェクトをはじめとする海外の先進的な取組に学ぶ活動の推進により、国際性豊かな人づくりと世界基準でのまちづくりの推進を図ります。

2. 健全な行財政運営の確保

- 行政サービスの利便性・効率性の向上を推進するとともに、町職員の資質の向上を図り、よりよい行政サービスの実現に向けた創意工夫を推進します。
- 多様化する行政課題や地方分権の動向に迅速に対応する行政運営を進めるとともに、柔軟で計画的な財政運営に努め、財政の健全化を推進します。

計画の体系

基本姿勢

みんなで作る・まずはやってみる・世界基準で考える

将来像

人が集い、想いを紡ぎ、
新しい流れをつくるまち

川が結び、
川が育む、
森とまち

総合戦略の推進

“暮らして楽しい、おもしろい有田川町の実現”
女子カアッププロジェクト
地域カアッププロジェクト
魅力アッププロジェクト

基本目標1

誰もが
生き生きと暮らせる
福祉社会の実現

政策1

福祉サービスの充実と
支え合い・助け合いの促進

政策2

住民の健康づくりと
保険・医療の充実

基本目標2

地域の特性を
活かした産業・観光の
活性化

政策3

魅力あふれる
産業の振興

政策4

地域の特性を活かした
観光・交流施策の充実

基本目標3

自然と共生し、
快適に暮らせる
生活基盤の整備

政策5

美しい自然環境の保全と
循環型社会の構築

政策6

だれもが快適に暮らすための
生活環境基盤の整備

政策7

安全・安心な暮らしを保障する
体制の整備

基本目標4

可能性を伸ばし
まちを豊かにする
教育・学習の推進

政策8

生きる力を育む
教育・保育の充実

政策9

豊かなまちづくりを支える
社会教育の推進

政策10

歴史・文化振興と
スポーツ活動の充実

基本目標5

住民参加と
さまざまな交流により
開かれたまちづくり

政策11

住民参加の
まちづくりの推進

政策12

健全な行財政運営
の確保

※基本目標5は基本目標1～4の全体に通じる町行政のあり方を示しています

第5章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

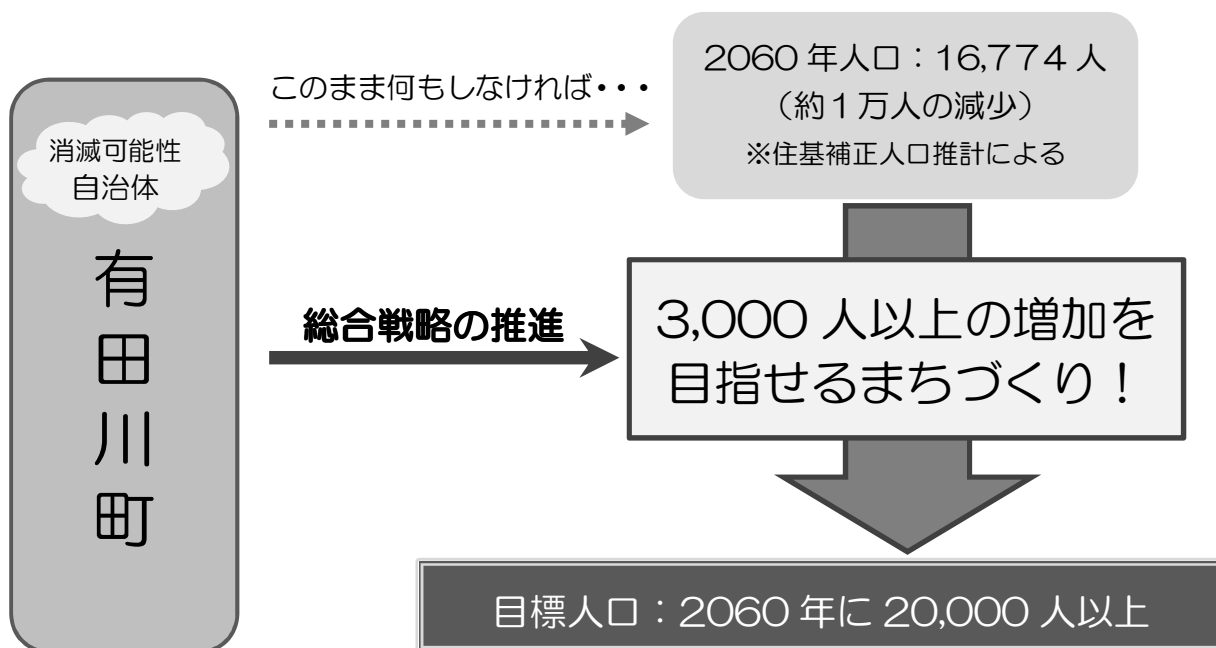
有田川町では、深刻な人口減少問題への対応の取り組みとして、平成27年に将来の人口目標を定めた「有田川町人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」と言う。）と、人口ビジョンの達成のための取組をまとめた「有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」と言う。）を策定しました。同時に、取組の一環として「ポータルランド特別プロジェクト」をスタートさせ、ポータルランド市の住民参加のまちづくりに学ぶ取り組みをはじめました。

人口問題に取り組む施策をまとめた総合戦略は、これからの本町において特に重点的に推進すべきものです。有田川町では、総合戦略を本計画のリーディングプロジェクトと位置づけ、前期基本計画において特に重点的に取り組む施策として推進します。

1. 総合戦略の基本方針

人口ビジョンでは、2060年に町人口を2万人以上とすることを掲げています。この目標人口を達成するために、出生率の向上と純移動（転入人口から転出人口を引いた数値）の改善により、現状から想定される人口から3,000人の上積みを目指します。

■総合戦略の人口目標



2. 総合戦略が目指すまちの将来像

有田川町の人口を維持するとともにさらなる発展と活性化を期して、目指すまちの将来像を次のように構想します。単に住みやすいというだけではなく、若者がひきつけられる、個性的で魅力的なまちの形成を目指します。

暮らして楽しい、おもしろい有田川町の実現

※「おもしろい」は「おもしろい」を意味するまちの方言

3. 総合戦略の重点プロジェクト

このようなまちづくりを進めるうえで、総合戦略では次の3つの重点プロジェクトを推進します。

女性が住みたいまちづくりー女子力アッププロジェクト

有田川町の人口減少の要因は、若者が町を離れてしまうことと、生まれてくる子どもの数が少なくなっていることです。特に若年女性の減少は、町人口の減少に直結する課題です。若者が生き生きと暮らし、働き、子どもを産み育てることのできる環境づくりを、特に女性が住みたいまちづくりという視点から進めることで、だれもが生き生きと生活できるまちの創造を目指します。

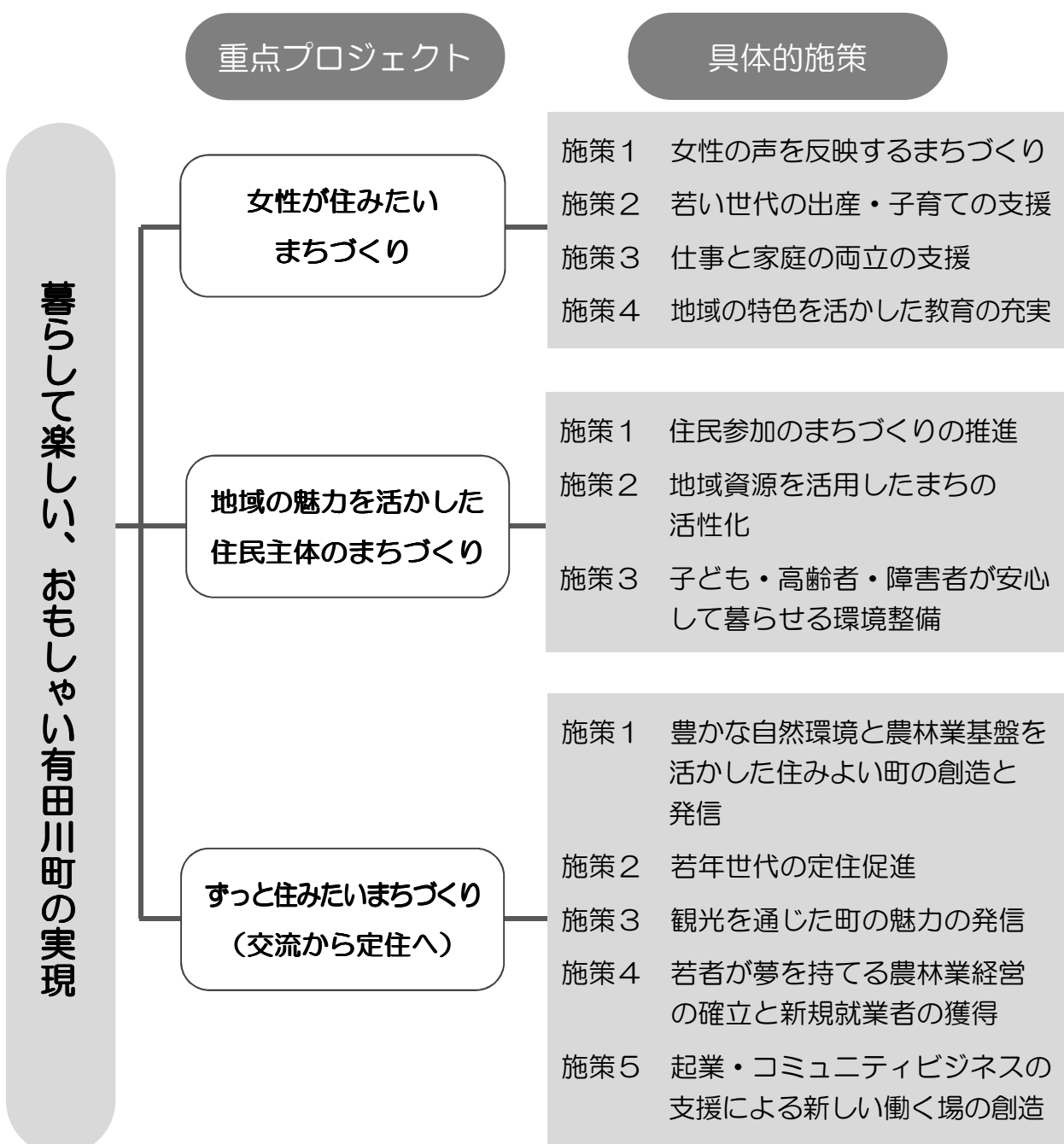
地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりー地域力アッププロジェクト

旧吉備町、旧金屋町、旧清水町の3町が合併して誕生した有田川町には、鉄道や幹線道路が走り交通の要衝となっている地域、ミカンを中心とした農業の盛んな地域、自然豊かな山間地域など、さまざまに特色のある地域が存在しており、少子高齢化や人口減少に伴う課題も一様ではありません。地域の活性化や課題の解決に取り組むためには、それぞれの地域の特色や資源を生かすとともに、それぞれの地域の住民自身の声が反映された施策を進めることが不可欠です。地域の魅力を活かした住民主体の施策を展開することで、将来に希望の持てるまちづくりを目指します。

ずっと住みたいまちづくり（交流から定住へ）—魅力アッププロジェクト

自然に恵まれた豊かな環境を活かした取り組みや、町の魅力の積極的な発信を進め、多くの人に有田川町を知ってもらうことで、この町に住みたいと思う人を増やすことを目指します。就労の場の確保や住まいの環境の整備を通じて、希望する人が定住できる環境を整えることで、町で生まれ育った若者が戻ってきたいと思い、都会で暮らす人がこんな町に住んでみたいと思えるような魅力あるまちの創造を目指します。

■有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略施策体系図



4. 総合戦略策定の基本姿勢

有田川町では、総合戦略の策定にあたり、これからの町行政の担い手である 39 歳以下の若い世代の職員が中心となり、計画づくりを進めてきました。これからのまちづくりのあり方を考え、アイデアを出し合い、ポートランド市の取組にも学ぶ中で、総合戦略の策定にあたっての職員の思いを、「はじめに」としてまとめました。この思いは、本計画の推進においても同じように共有されるものと考え、ここに再録します。

■総合戦略「はじめに」より

○有田川町が、なくなる？

若い人が都会へ出て行ってしまふ。地元子どもが少なくなった。全国の多くの地域の課題となっています。生まれてくる子どもの数が少なくなれば、それだけ町に暮らす人は少なくなります。しかしそれ以前に、子どもを産む若い女性が少なくなれば、人口の減少にはさらに拍車がかかります。

2040年までに20歳から39歳の若年女性の数が半分以上に減ってしまうことが予測される自治体が、いま「消滅可能性自治体」と呼ばれています。有田川町も、その一つです。

○鍵となるのは若い力

人口の減少は、すぐに目に見えるものではなく、何十年と時間をかけて進行します。20年、30年先のまちのことを考えるなら、若者たちこそがその担い手となります。

有田川町では、人口問題に取り組むこの総合戦略の策定のため、39歳以下の若い町職員が中心となって、現状をみつめ、自分たちの将来の仕事をイメージしながら、アイデアを出し合い、計画を作ってきました。人口の減少は、20年、30年先の町を担う、私たち自身の問題です。またその解決も、若い世代が町での生活をどのように感じ、どのように人生を選択するかにかかっています。

○女性が住みたいまちづくりを目指して

人口減少問題に取り組むプロジェクトの第一に、私たちは「女性が住みたいまちづくり」を掲げました。若い女性が減っていくのが問題なら、若い女性を引き付けるまちづくりをすればよい。当たり前の答えです。しかし、実現するのは簡単ではありません。

これまで通りのことを続けていただけでは、若者は町を出ていくばかりです。これまで当たり前だったやり方を変えなければなりません。優先順位を変えなければなりません。難しいことですが、やっぴいかなければ、町そのものが維持できないかもしれないのです。

○あなたの力が必要です

行政だけで出来ることは、あまり多くありません。お金も人も余裕はありませんし、この先はさらにそうなるでしょう。

私たちは、アメリカのポートランド市に学び住民参加のまちづくりプロジェクトを始めました。これからの有田川町のまちづくりは、町民の皆さんとともに、課題を共有し、共に考え、共に汗を流して、進めていきたいし、いかなければならないと考えています。

ればならないと考えています。

この総合戦略をスタートさせるのは、私たち行政の仕事です。しかし、この計画を育て、大きく発展させていくのは、このまちに暮らす皆さんとの共同作業でなければできないことです。

○できることから、まずやってみる

どんなきれいな計画も、実行できなければ意味はありません。どんな素晴らしいアイデアも、実現できなければ絵に描いた餅です。何をすべきかを考えるだけでなく、まずやってみる、行動するところから始めたい、私たちはそう考えます。

この総合戦略には、まだアイデアでしかないもの、実現できるかどうかわからないものも含まれています。大事にしたいのは、とにかくやってみること、こんなことできないだろうか、と投げかけ、少しでも実現のために努力すること、そしてうまくいかなかったら次の取り組みを考えることです。計画をただ実行するのではなく、実行しながら考え、計画を作り直ししながらまた実行する。そうやって、よりよい総合戦略に育てていきたいと考えています。

○有田川町はもう動き出しています

すでに新しい取り組みが動き始めています。

ポートランド市のまちづくりに学ぶ特別プロジェクトはその一つです。そしてこのプロジェクトをきっかけとして、まちづくりを考える若い世代のグループが、生まれつつあります。

まちづくりに取り組む若い女性の集まり「女子会」も始まっています。まちの将来を一緒に考えたい、まちで新しく何かを始めてみたい、そんな女性たちが動き出しています。

こうした新しい種を、もっと、もっと大きく育てていかなければなりません。

有田川町には課題や問題もたくさんあります。けれど、他のまちにはない、良いところもたくさんあることに、総合戦略をつくる過程で私たちは改めて自信を持つことができました。その良さを大切にしつつ、動き出している新しい種を大きく育てることができれば、有田川町の“おもしろい”まちづくりは、未来の日本に、そして世界に発信していく価値のあるものになっていくと、私たちは信じています。

これからの有田川町を共に創っていききたい、そんなあなたを歓迎します。

基本計画

基本目標 1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現

政策 1

福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進

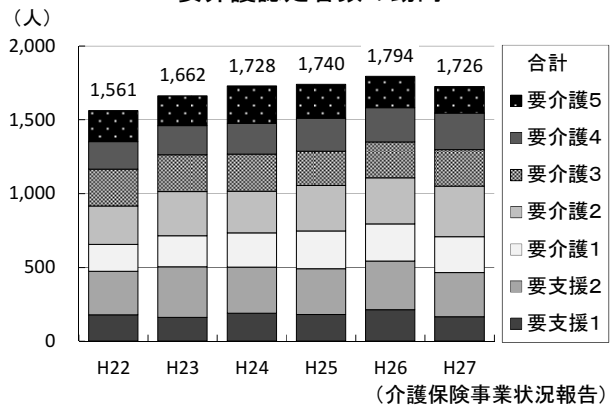
政策の目標

福祉サービスの充実と、地域交流の促進を図り、子どもから高齢者や障害者をはじめ、住民のだれもが住み慣れた地域社会のなかでともに支え合い、助け合いながら健康で安心して暮らせる、心豊かなまちづくりを目指します。

動向と課題

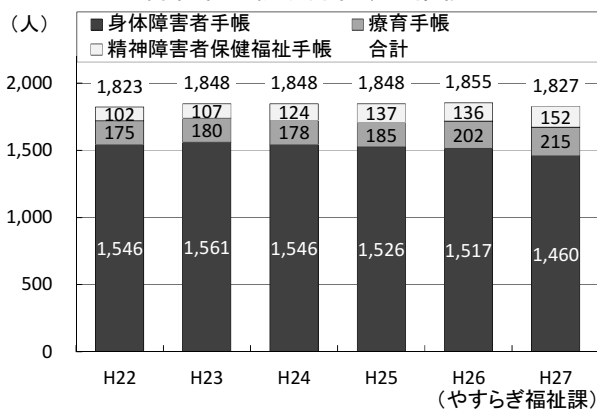
誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護・生活支援ニーズの拡大に対応した体制の整備と支え合う地域社会づくりが求められています

要介護認定者数の動向



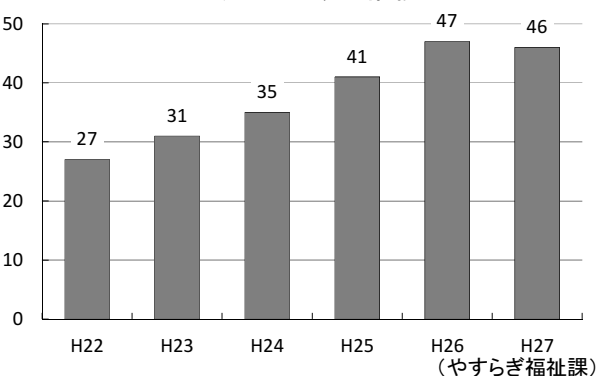
- ・要介護認定者数の増加にともなう医療・介護ニーズの増大への対応が求められています。
- ・一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、認知症高齢者の増加も予想されています。
- ・ともに生きる地域での支え合い・助け合いが重要です。

障害者手帳所持者数の推移



- ・多様な支援を必要とする人が増加しています。
- ・誰もが地域で当たり前で生活することのできる環境整備が求められています。
- ・障害のある人の社会参加を阻む差別や障壁を解消し、ともに生きる社会の構築が必要です。

地域サロン数の推移



- ・一人親世帯や生活困窮世帯など、支援を必要とする家庭を支える取組が求められています。
- ・行政、地域、事業所、ボランティア等が連携した取組が求められます。
- ・子ども世代への貧困の連鎖をもたらさないための支援の仕組みづくりが必要です。

施策 1 高齢者福祉の充実

基本事業 1 高齢者福祉・介護サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを中心に、介護サービスの充実と地域間格差の解消を図り、高齢者が地域で住みつづけられる体制の整備を進めます。
- 医療と介護の連携の促進や高齢者世帯の生活支援体制の整備を進めます。

主な取組 地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援サービス有償ボランティアの養成

基本事業 2 介護予防と健康づくりの推進

- 健康寿命の延伸に向け、地域に密着した介護予防教室や健康教室の充実を図り、自主的な介護予防活動を促進します。
- 健診・健康教室等への参加に向け、山間部での交通手段の確保に向けた取組を進めます。

主な取組 和歌山シニアエクササイズ、いきいき100歳体操、高齢者世帯訪問事業

基本事業 3 高齢者の社会参加と地域交流の促進

- 老人クラブやシルバー人材センターと連携し、高齢者の社会参加や雇用機会創出に努めます。
- デマンドタクシーやライドシェア特区等、移動手段の確保に努めます。
- 廃校施設を地域の集いの場として整備し、介護予防活動や地域交流の拠点として活用します。

主な取組 地域拠点整備事業

成果指標

【高齢者が生きがいを持ち健康に暮らせると感じている住民の割合】

33% → 40%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

地域で困っていることについて、解決の方策を話し合うまちづくりの協議体に、地域のリーダーや事業者・ボランティア等の幅広い参加を呼びかけ、住民主体の支え合い・助け合いの仕組みづくりを進めます。

関連計画

- ・有田川町高齢者福祉計画
- ・有田川町介護保険事業計画
- ・有田川町地域福祉計画

施 策 2 障害者（児）福祉の充実

基本事業 1 障害者の生活支援

- 障害のある人が地域で自立し、豊かな生活を実現できるよう、それぞれの生活状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、包括的な相談支援体制を強化します。
- 地域生活の拠点となるグループホームの設置や、福祉タクシーの利用助成など、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を進めます。

主な取組 障害福祉サービス、地域生活支援事業の実施、相談支援の充実

基本事業 2 障害者の社会参加の促進

- 障害者差別解消法や合理的配慮の提供、法定雇用率の達成等について、事業者への啓発・情報提供を進め、障害者の就労機会の拡大を図ります。
- 障害者またはその家族などの活動を支援するとともに、当事者団体の社会参加を促進します。

主な取組 障害者優先調達法の推進、身体障害者福祉連盟及び障害児者父母の会への支援

基本事業 3 社会的障壁の除去・軽減

- 障害や障害者の権利に関する広範な理解の促進に取り組むとともに、地域における参加・交流活動の支援を行います。
- ユニバーサルデザインや公共施設におけるバリアフリーの拡大に努めます。

主な取組 手話通訳者の派遣事業、手話講習会の実施、障害者等用駐車区画の登録

成果指標

【ボランティア登録人数】

1201 人 → 1250 人

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

障害の有無にかかわらずともに生きる地域社会の形成に向け、住民自身の活動を促進します。また、障害者自身の自己決定の尊重や社会参加の促進に取り組み、施策・サービスへの当事者のニーズ・意見の反映に努めます。

関連計画

・有田川町障害者計画

・有田川町障害福祉計画

施策 3 地域福祉の充実

基本事業 1 地域福祉ネットワークの確立

- 地域住民の交流の場であるサロンの立ち上げと運営の充実を支援し、民生委員、児童委員を中心に自治会、老人クラブ、社会福祉協議会が連携する体制の確立を進めます。
- 住民主体の地域福祉活動を進めるために、人材の育成を図ります。

主な取組 地域サロンの立ちあげ支援、介護予防サポーター・認知症サポーターの養成

基本事業 2 地域福祉社会の形成

- 住民福祉に対する理解と参加を促進し、地域で助け合い、支え合う関係づくりを進めます。
- ボランティア活動や公民館での交流会等、身近で誰もが気軽に利用できる場づくりを通じ、子どもから高齢者まで、互いに交流しつなかりを育むことを支援します。

主な取組 各種ボランティア団体・サロン・福祉ふれあいの場づくり

基本事業 3 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、関係機関の連携を密にし、生活困窮世帯の把握・相談を行います。
- 関係機関と連携した就労支援等に取り組み、生活困窮者世帯の自立を支援します。

主な取組 制度の周知と専門機関につなぐための相談しやすい窓口作り

基本事業 4 多様な相談への取り組み

- 多分野・多機関に渡る相談支援機関等の連携体制の構築を図り、住民福祉の向上及び利用者の利便性の向上に努めます。

主な取組 多機関の協働による包括的支援体制構築事業への取り組み

成果指標

【高齢者が生きがいを持ち健康に暮らせると感じている住民の割合】

33% → 40%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

地域住民相互の助け合い・支え合いの意識や関係づくりの醸成に向け、サロンの立ち上げや相互交流の機会づくりを支援します。自主的な地域福祉活動の活性化に向け、人材の養成や活動場所の整備等を進めます。

関連計画

・有田川町地域福祉計画

政策 2

住民の健康づくりと保健・医療の充実

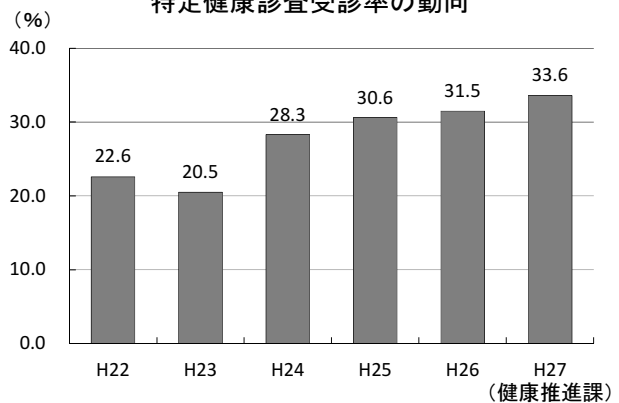
政策の目標

住民の健康づくりの支援や疾病予防を進めることで、健康寿命の延伸を目指します。地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。

動向と課題

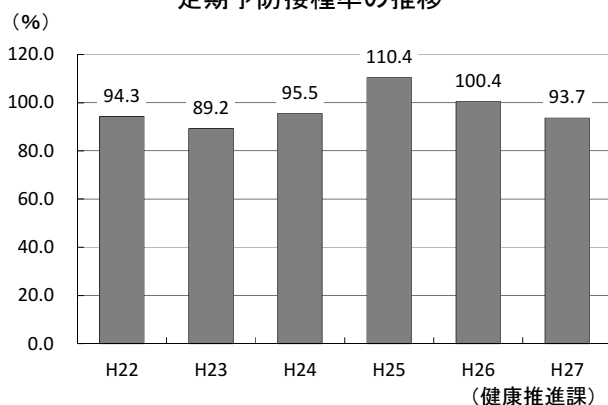
誰もが健康な暮らしを続けながら、必要に応じて医療サービスを受けられる環境の充実に向け、住民の健康づくりと医療体制の充実が課題となっています。また、安心して出産・子育てができる環境整備も求められています。

特定健康診査受診率の動向



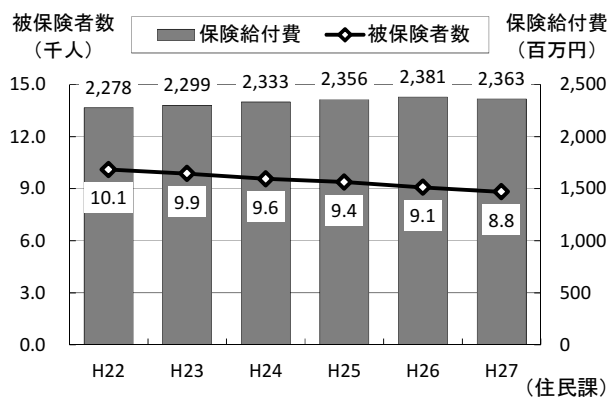
- ・特定健診実施計画に基づく受診率の向上が課題となっています。
- ・健診結果について、保健師・栄養士による個別事後指導を積極的に進め、生活習慣病等の防止を図っています。
- ・子どもの発達・療育に関する相談のニーズが高まっており、子育て中の保護者の不安に応える支援が求められています。

定期予防接種率の推移



- ・定期予防接種は個別通知制の実施により、幼児では近年は90%以上の実施率となっています。100%を超える年があるのは、年度をまたいで接種を受ける対象者がいるためです。
- ・小児インフルエンザワクチンの接種費用を助成しています。

国民健康保険の状況



- ・人口減少等により被保険者数は減少していますが、保険給付費は横ばいとなっています。
- ・救急医療の充実と産婦人科医の確保が特に課題となっています。
- ・平成28年4月に在宅医療サポートセンターを立ち上げ、入院から在宅療養への移行をサポートしています。

施 策 4 健康の保持・増進

基本事業 1 健診・検診の充実

○健診・検診対象者への積極的な働きかけによる受診率の向上に努め、生活習慣病等の予防や、各種がん検診による予防・早期治療等により、住民の疾病予防と健康づくりを推進します。

主な取組 各地域での集団検診

基本事業 2 健康づくりの支援

○健診結果に基づく保健師・栄養士による個別事後指導や、運動教室、栄養教室等の各種教室の開催を通じ、住民の健康づくりを支援し、意識の向上を図ります。

○各種団体、健康推進員と連携し、健康づくり組織とリーダーの育成支援を図ります。

○心のケアについて、講座等の開設による理解の促進と、相談・支援の体制強化に努めます。

主な取組 保健師・栄養士による個別事後指導、エクササイズ運動教室、
栄養士と食生活改善推進協議会による栄養指導

基本事業 3 感染対策の推進

○感染症の防止につながる定期予防接種について、個別通知の実施や教育機関との連携により、引き続き接種率の向上・維持に努めます。

○各種のワクチン接種費用について、効果やニーズを考慮した上で助成を行います。

主な取組 定期予防接種の実施、小児及び高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成

成果指標

【特定健康診査受診率】

33% → 40%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

各種団体（食生活改善推進協議会、母子保健推進員会等）と健康推進員、保健師、栄養士等により、地域の健康づくり組織とリーダーの育成活動支援を図ります。

関連計画

・ 特定健診実施計画

施 策 5 地域医療体制の充実

基本事業 1 医療体制の充実

- 広域的な医療機関の相互連携による、医療体制の充実を促進します。
- 医療体制の拡充のため、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保に努めます。
- 近隣自治体、医療機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。

主な取組 有田医師会との連携、救急医療情報システムへの加入

基本事業 2 医療保険・医療費助成の推進

- 国民健康保険被保険者に特定健診、人間ドックの受診の勧奨を行い受診率の向上を図ります。
- 国民健康保険制度の適正な運営を図り、疾病予防による医療費の抑制に努めます。
- 各種医療費助成制度の運用により、家庭での医療費負担の軽減を図ります。

主な取組 人間ドック等への助成、特定健康診査受診券の交付

基本事業 3 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療サポートセンターを立ち上げ、入院から在宅療養への移行を支援します。
- 医療機関と保健・福祉の連携強化を推進します。

主な取組 在宅医療推進協議会の設置、有田医師会内へ在宅医療サポートセンターを設置

成果指標

【救急・医療体制が充実していると感じている住民の割合】

32% → 40%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

町民ニーズの高い医療体制の充実について、引き続き整備の推進に取り組めます。地域包括ケアシステムの構築に向け、家庭や地域の状況に応じた在宅療養が可能となるよう、医療と福祉の連携および地域の支援体制の構築を進めます。

基本事業1 妊娠・出産・子育ての支援

- 母子健康手帳の交付時の保健師による聞き取り、妊婦健康診査への費用補助、赤ちゃん訪問をはじめとした相談事業、健康診査の実施に引き続き取り組みます。
- 子どもの発達の状況に応じた相談や支援の充実を図ります。
- 関係機関の連携により、子育て環境を充実させるための支援を推進することで、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

主な取組

出産祝い金交付事業、こんには赤ちゃん訪問、育児用品等購入費助成事業、チャイルドシート等貸与事業

基本事業2 子どもの医療体制の充実

- 子ども医療制度の充実により、子育て世帯の医療負担の軽減を図ります。
- 定期予防接種対象者への通知を徹底し、接種率の維持・向上を図ります。
- 小児インフルエンザワクチンの接種費用の助成等、必要な支援と啓発を推進します。
- 安心して出産できる環境の維持のため、近隣自治体と連携して産婦人科医の確保に努めます。

主な取組

有田川町小児インフルエンザ予防接種助成事業、乳幼児・子ども医療費の助成

成果指標

【母子健康手帳発行数（過去3年平均）】

200 → 250

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

家庭や地域で子どもの問題が発生するのを予防するため、NPO団体と連携した子育て支援プログラムを実施しています。子育てグループの活動支援など、住民の自主的な活動を引き続き支援します。

関連計画

・有田川町子ども・子育て支援事業計画

基本目標 2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化

政策 3 魅力あふれる産業の振興

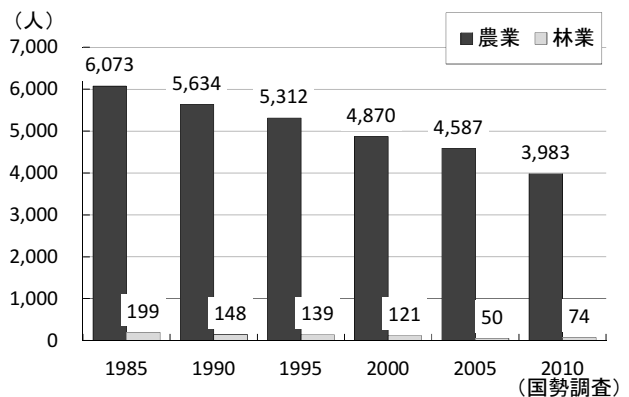
政策の目標

有田川町の農林業の活性化を図り、若い世代が夢を持って従事することのできる産業化を進めます。商工業の振興、創業の支援を含めて推進し、人口問題の鍵となる働く場の確保と若年者雇用の促進を図ります。

動向と課題

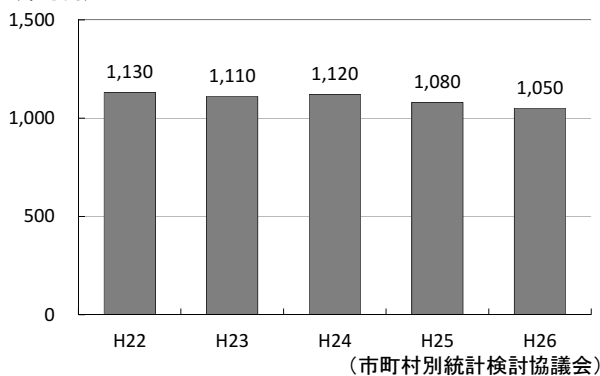
有田川町の農林業は、従事者の減少と高齢化が進み、後継者問題が大きな課題となっています。まちの特色を活かした産業の活性化により、働く場の確保が求められています。

農林業従事者数の推移



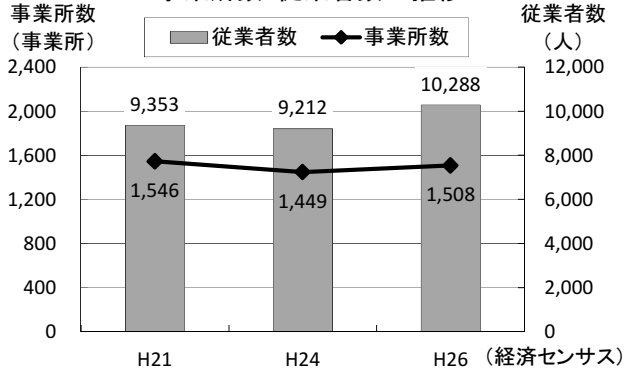
- ・農林業の従事者の減少と高齢化が続いています。
- ・後継者問題の解消に向け、若い世代が農林業に参入できる環境整備が課題となっています。
- ・耕作放棄地や鳥獣被害を防止する取組が、引き続き求められています。

農業算出額の推移



- ・農業は従事者数の割合においても、他自治体との比較による産業規模においても、町の基幹産業となっています。
- ・若い後継者グループの創意工夫や、高付加価値製品の生産による収入の増加に取り組んでいる例があり、こうした活動を町として支援していく必要があります。

事業所数・従業者数の推移



- ・人口の高齢化が進み、生産年齢人口が減少していますが、町内事業所数・従業者数はやや持ち直しています。
- ・企業誘致の促進だけでなく、町の特色を活かした産業や地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネス等の創業の支援も求められています。

施策 7 農業の振興—農業基盤の強化

基本事業 1 農業生産基盤の整備

- 農業収益の向上と営農労力の軽減のため、営農施設の整備や優良品種・新規作物の導入、品質向上等の支援を行います。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業等の環境保全型農業を推進します。

主な取組 農道・ほ場整備、近代化施設・機械の導入・優良品種への改植等補助事業、高品質な農産物の生産と労働環境の改善

基本事業 2 農業経営・生産体制の強化

- 農地の有効利用および総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化等を推進します。
- 遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取組を推進します。
- 有害鳥獣の捕獲や被害防止のための施設の設置など、農作物被害を減らすための取組を推進します。

主な取組 優良園地への担い手への集積、農地パトロールによる耕作放棄地の防止、有害鳥獣駆除や防護柵の設置等農作物の被害削減対策

基本事業 3 農業の担い手の育成・確保

- 農家の後継者を含め、若者の移住・定住と新規就農者・農業生産法人等への支援を行い、担い手の育成・確保を推進します。

主な取組 若者の新規就農者の研修時や経営初期の収入の確保、農業法人等への新規就農者の受け入れ体制の確立

成果指標

【新規若年就農者数】

7人 → 12人

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

有田川町の農業振興について、JA、農業士会等の関係団体と連携して取り組みます。若者が働きたいと思える農業環境を整備し、農業従事者の若返りと農業所得の向上に向け取り組みます。

関連計画

・果樹産地構造改革計画

施策 8 農業の振興—販売・流通の促進

基本事業 1 付加価値の高い農産物づくりの推進

- 「有田みかん」をはじめとする地域農産物のブランドを創りあげ、有利販売を実現させることで農家所得の向上を図り地域全体の生産力増強に向けた取組を行います。
- 個性化商品の生産拡大を推進し、販売金額の維持拡大とともに産地全体のブランド力の強化を図ります。
- 付加価値が高く、高品質な農産物の生産拡大を推進するとともに、関係機関と連携し、積極的に県内外へのPR活動に努めます。

主な取組 地理的表示保護制度を活用したブランド化の推進
低農薬栽培等の環境に配慮したエコ農業の推進

基本事業 2 農産物の加工販売・流通の促進

- 地元農産物の生産から加工・販売までを一貫して行う6次産業化を支援します。
- インターネットやアンテナショップ等を通じて、地元農産物の販売促進と消費者が求める商品の開発を支援します。

主な取組 産地にバイヤー・消費者等を迎えての消費者が求める商品の開発

成果指標

【農業生産額】

105 億円 → 110 億円
【平成 26 年度】 【平成 33 年度】

住民参加に向けて

若い農業後継者や生産者による加工販売について、農業者加工業者、バイヤー等の関係者が一堂に会して消費者が求める商品の開発を積極的に取り組みます。

関連計画

・果樹産地構造改革計画

・有田川町6次産業化グランドデザイン

施策 9 林業の振興

基本事業 1 林業生産基盤の整備と担い手の確保

- 作業の効率化と生産コストの低減を図るため、林道、作業道の整備を推進します。
- 森林施業の受託拡大を推進するとともに、担い手の育成・確保、技術の習得を図るなど積極的に後継者育成を推進します。

主な取組 作業効率とコスト削減を目的とする高性能機械の導入や作業道整備等への補助

基本事業 2 林産物の加工販売、流通の促進

- バイオマスエネルギー・公共事業や木材加工製品への活用等、地元紀州材の利用促進に向け、関係機関と連携して取り組みます。
- 有田川バイオマス供給協議会・木材加工所を中心とした、間伐材の有効利用による安定的な稼働と効率的な運営を行います。

主な取組 正確な森林資源の把握と素材生産活動の拡大

基本事業 3 森林の多面的利用の促進

- 地球温暖化の防止や有田川の水源林として水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努めます。
- 間伐による森林整備を効果的に行えるよう、搬出間伐の増加につながる取組を推進します。

主な取組 有田川町間伐等実施事業、有田川町搬出間伐推進協議会、間伐等の森林整備の実施

成果指標

【農林道の整備や施設の近代化など、十分な基盤整備が行われていると感じている住民の割合】

13%

【平成 27 年度】



20%

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

間伐材をはじめとする森林資源の有効利用の促進に向け、有田川林業活性化協議会、有田川バイオマス供給協議会等の関係機関において、今後の林業のあり方を検討するとともに、事業者の主体的な取組を支援します。

関連計画

・有田川町森林整備計画

・有田川町森林経営計画

施策 10 商工業の振興

基本事業 1 地域商工業の支援

- 町内事業所での製造品などの紹介・PRへの支援を行うとともに、伝統産業をはじめとする地場産業の育成や後継者対策を推進します。
- 円滑な事業運営が維持できるよう、各種制度資金等の相談を積極的に行います。
- 商工会等と連携し、地域の特性や消費者ニーズに応じた魅力ある店づくりを推進します。
- 自然や環境との調和の中で有田川町にふさわしい優良企業の誘致を推進します。

主な取組 地域商工業の育成・支援事業、セーフティネット保証制度、既存施設を利用した企業誘致

基本事業 2 内発型産業の育成と創業支援

- 農林業・商工業・観光業などの地場産業の連携による複合的な産業の育成・支援を図ります。
- 地域住民や事業者が主体的に地域の課題に取り組むコミュニティ・ビジネスの育成や地域の需要・雇用の創出を伴う創業の支援に取り組みます。

主な取組 創業支援事業

基本事業 3 若年者雇用と勤労者福祉の促進

- 合同説明会の開催等による町内企業への就職支援を通じ、若者の町内就職の促進を図ります。
- 町内の企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう働きかけます。
- 労働環境や労働条件の改善に向け、国・県と連携した総合的な取組を進めます。

主な取組 立地企業連絡協議会の運営、企業訪問によるフォローアップ活動

成果指標

【就労の場が確保されていると感じている住民の割合】

4%

【平成 27 年度】



10%

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

商工会等の関係団体と連携した取組をはじめとして、民間事業所の経済活動の活性化を図ります。地域の特色を活かした産業やコミュニティ・ビジネスの支援に積極的に取り組みます。

関連計画

・創業支援事業計画

政策 4

地域の特性を活かした観光・交流施策の充実

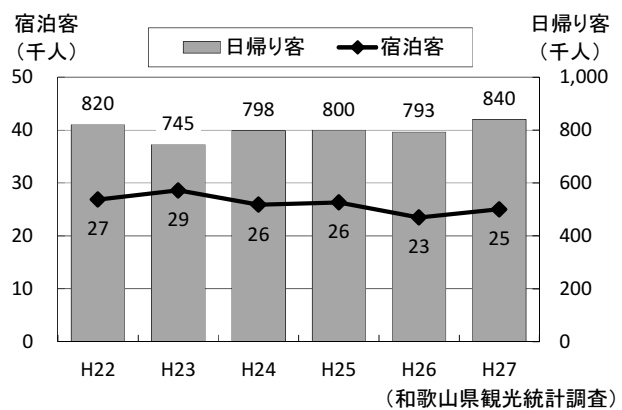
政策の目標

有田川町の豊かな自然や農林業を活かした観光の振興を推進します。観光やグリーンツーリズム等を通じた有田川町の魅力発信を充実させ、U I J ターンの促進につなげることで、交流から定住への新しい人の流れを作ることを目指します。

動向と課題

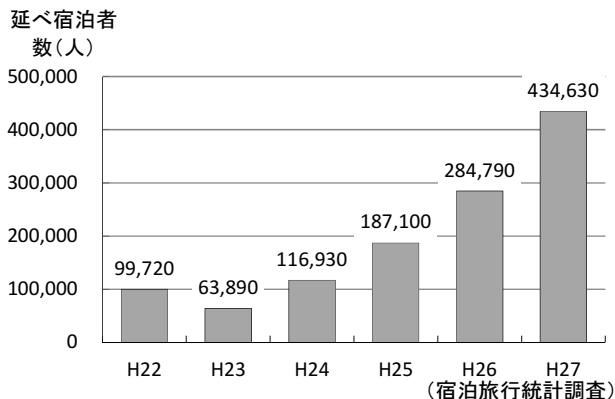
平成 27 年の観光入込客数は約 84 万人ですが、訪日外国人の取り込みはこれからの課題です。交流人口の増加を移住・定住の増加につなげていくための取組が求められます。

観光入込客数の推移



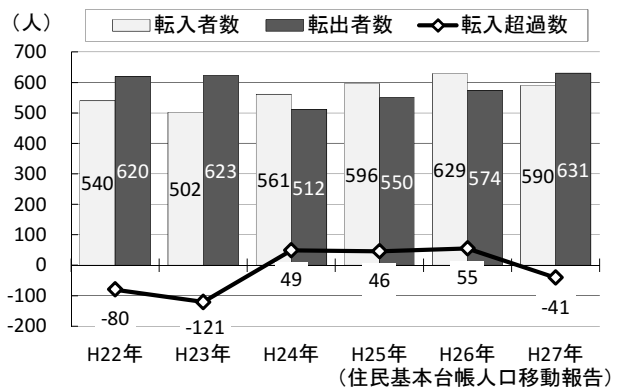
- ・観光入込客数は、日帰り客・宿泊客ともに横ばいです。
- ・多様な地域資源を活かした観光ルート・観光イベントの開発や、町の魅力の発信により、交流人口の増加を目指していく必要があります。

和歌山県外国人延べ宿泊客数の推移



- ・訪日外国人が大幅に増加傾向にあり、和歌山県においても外国人観光客が増加しています。
- ・訪日外国人の誘客に向け、受け入れ態勢の整備とともに、町の魅力の発信を充実させる必要があります。

転入・転出者数の推移



- ・転入超過数は、平成 27 年度はマイナスとなりましたが、それでも県内では上位にあります。引き続き転入・定住の促進により人口維持を図る必要があります。
- ・都市部からの転入者の受け入れの促進のため、情報発信の充実や空家の有効活用等の移住促進事業、地域での受け入れ態勢の整備等が求められます。

施 策 11 観光業の振興

基本事業1 観光基盤の整備

○交通基盤の整備や観光施設の充実、説明・案内表示板の設置、観光マップや観光案内の作成、レンタサイクルの整備等を進め、観光客の利便性向上を図ります。

主な取組 観光パンフレットの作成、観光看板の設置、観光案内所の運営

基本事業2 地域資源を生かした観光の創出

○豊かな自然、農林産物直売所、温泉、地域に散在する旧跡・文化財、伝統行事、観光イベント等の観光資源の充実と連携により、魅力ある周遊観光ルートの形成に努めます。

○有田地域の自治体間連携を深め、広域観光と協働事業の展開を図ります。

○空き家や廃校舎などの活用を進める地域住民や団体との連携により、当該施設を中心としたまちの新たな魅力づくりを推進します。

主な取組 地域の観光資源を連携させた周遊ルートの形成、有田地域の関係団体との連携による事業の実施

基本事業3 観光誘客の推進

○パンフレットや町ホームページ、SNS等による情報発信の充実を図ります。また、大都市圏における新たな情報発信のあり方を検討します。

○観光ボランティアや語り部等の育成を進めるとともに、自立した運営が行える組織の設立に向けて取り組みます。

○訪日外国人の受け入れに向けた環境整備を推進します。

主な取組 観光パンフレット及びホームページによる情報発信、観光キャンペーンの実施、観光ボランティアや語り部等の育成

成果指標

【観光業に自然環境や史跡などが活かされていると感じている住民の割合】

16% → 30%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

観光誘客に向けたまちおこしやイベント等が、住民・事業者主体の継続的・自立的な活動となるよう、地域の自主的な取組を支援し、交流人口の増加によるまちの活性化を図ります。

施策 12 交流の促進と定住支援

基本事業 1 グリーンツーリズムの展開

- 地域資源を活かしたグリーンツーリズムの活性化を図り、利用者の増加を目指します。
- 教育機関との連携について、大学との相互交流等の既存の取組の充実を図るとともに、新たな連携・交流を促進し、学習機会を通じた有田川町の自然・環境のファン層拡大を図ります。
- 国・県等の関係機関との連携を推進し、農林業体験等を通じた交流を促進します。

主な取組 体験メニューの充実、教育機関との連携

基本事業 2 スローライフの提供

- 都会から田舎への移住を考えている人や週末だけの田舎暮らしを望んでいる人などのニーズに応じたスローライフを提供します。
- 友好都市交流提携を結んでいる高石市との連携を各分野で深化しつつ、大都市圏の住民との交流機会を創出します。

主な取組 田舎暮らし支援事業

基本事業 2 U J I ターンの促進

- 和歌山県等の関係機関と連携してU J I ターン希望者に向けた情報発信を充実させます。
- 「山村留学」「農家民泊」「田舎暮らし短期滞在住宅」等による新規移住の促進と、地域での受け入れ体制の整備を推進します。
- 移住可能な空き家情報の提供等、空き家を有効活用した定住支援に取り組みます。

主な取組 空き屋バンクの運営

成果指標

【年間転入者数】

662 人 → 700 人

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

グリーンツーリズム、スローライフの機会の提供にあたっては、住民・事業者とのさらなる協働を促進します。また、移住・定住の促進に向け地域住民と連携したU J I ターンの促進や受け入れ態勢の整備を進めます。

基本目標 3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備

政策 5

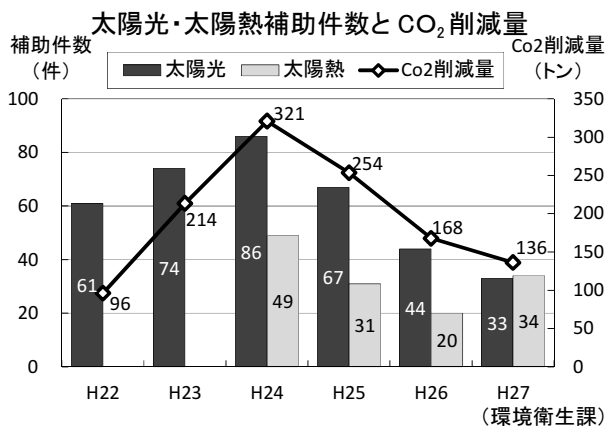
美しい自然環境の保全と循環型社会の構築

政策の目標

森林・河川等の自然と共生してきた町の歴史をふまえ、自然と共生する再生可能エネルギーのまちであることが有田川町の新たな魅力として広く知られるよう、取組を推進するとともに、住民意識の向上を図ります。

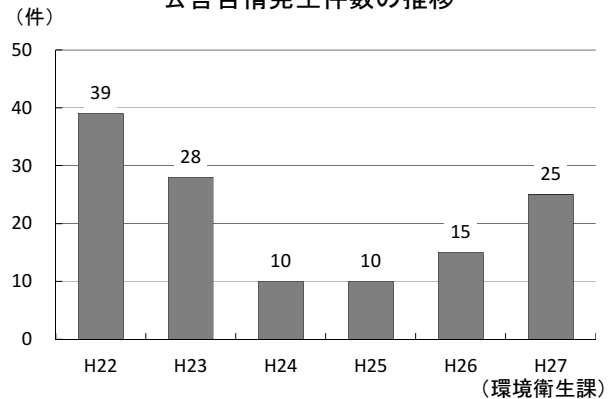
動向と課題

再生可能エネルギーの導入が進んでおり、町の新たな特色となっています。不法投棄の防止をはじめとする自然環境保護やごみの減量・資源化に、住民と連携して引き続き取り組むことが求められています。



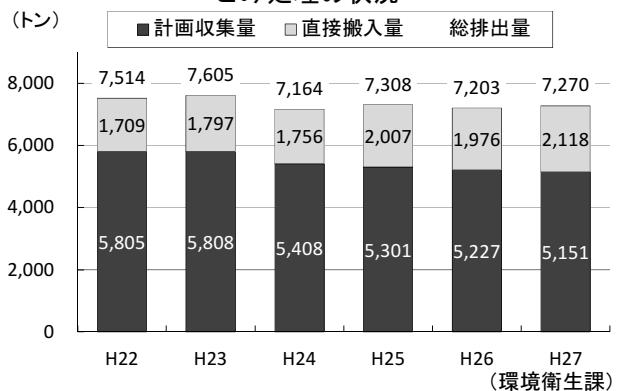
- ・町内における太陽光・太陽熱の利用が進んでおり、引き続き促進のための取組が求められています。
- ・町営の小水力発電施設が完成し、新たな基金の財源を得ることができています。

公害苦情発生件数の推移



- ・不法投棄に対する監視体制の強化が求められています。
- ・森林や河川などの自然環境を守る意識の醸成が課題です。
- ・「温室効果ガス排出量削減計画」に基づいた取組が必要です。

ごみ処理の状況



- ・各地域に廃棄物減量等推進員を置き、ごみ減量・分別・リサイクルの情報を地域で発信するとともに、推進員の養成研修にも取り組んでいます。
- ・引き続きごみの減量・資源化の促進に向けた住民意識の向上に取り組む必要があります。

基本事業 1 自然環境保護の推進

- 地域住民や関係機関と連携しながら、自然と共生するまちづくりを推進します。
- 保安林や水源涵養林のほか、生石高原、二川ダム湖周辺、有田川の本支流全域などについても無秩序な開発が行われないよう規制に努めます。
- 地域住民と連携した不法投棄の監視と迅速な対応を進めるため、地域組織の育成に努めます。
- 地球温暖化対策として、計画に基づき温室効果ガス排出量削減を推進します。

主な取組 不法投棄頻発地への監視カメラの設置、
第2次有田川町地球温暖化対策実行計画の着実な実行

基本事業 2 地域における環境保全

- 自分達で河川や森林など自然環境を守る住民意識の醸成を図ります。また、自治会等の各種団体やグループ・個人が行う清掃活動を引き続き支援します。
- 墓地の管理及び周辺清掃、火葬場の適切な運営管理など、良好な環境確保に努めます。

主な取組 環境保全啓発看板等の設置や広報活動、ボランティアごみ袋の作成

基本事業 3 再生可能エネルギーの拡充

- 公共施設への太陽光発電設備の設置を引き続き積極的に進めるとともに、太陽光・太陽熱発電設備の補助について、内容の充実を図りながら推進します。
- 町営小水力発電所の売電による新たな財源を活用して、学校教育や社会教育の場で教材や備品などを配付することで、子どもたちの環境意識向上と町の魅力の醸成をはかります。
- 風力発電については、地元住民の意見や自然環境に十分配慮しながら推進します。

主な取組 白馬山系への風力発電事業の推進、有田川流域への小水力発電事業の誘致
太陽光・太陽熱利用設備への補助

成果指標

【自然環境が守られ活かされていると感じている住民の割合】

32% → 40%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

住民自身の自然環境保全やクリーンエネルギー導入の取組を支援し、町全体の自然環境保護活動の活性化を図ります。クリーンエネルギーの活用が町の新たな魅力となるよう、住民への情報提供を推進します。

関連計画

・第2次有田川町地球温暖化対策実行計画

施 策 14 循環型社会の構築

基本事業1 ごみの減量・資源化の促進

- ごみの減量やリサイクルに関する冊子の作成や講習会の開催、学校教育や社会教育を通じた啓発活動を充実させ、住民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- リサイクル活動やごみ減量・分類に関する情報を普及させるため、「ごみ減量実践会・廃棄物減量等推進員」活動の支援と育成に努めます。
- 生ごみの減量と資源化（堆肥化）を促進するため、各家庭への生ごみの処理機やコンポスト容器のより一層の普及に努めます。

主な取組 ごみの分別講習会の開催、子ども服リユースバザーの実施

基本事業2 廃棄物処理体制の充実

- 多様化するごみに対応するため、広域的な連携による処理施設の整備・充実に努めるとともに、処理施設周辺の環境保全を図ります。
- 拠点集積方式によるごみ収集を推進し、ごみステーションの整備や収集回数、収集体系の検討など、ごみ収集体制の充実を図ります。
- 住民・事業者等に対し、ごみの減量・分別の徹底を働きかけます。
- 効率的なし尿収集処理を図ります。

主な取組 ごみステーション整備補助、収集拠点の集約と簡易集積カゴの貸与

成果指標

【リサイクルや省エネ、エコ活動などを実践している住民の割合】

70% → 80%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

「分ければ資源、混ぜればごみ」を合言葉に、今後ごみの減量・資源化に向けた住民意識の向上と、自主的な活動の支援を推進し、循環型社会の構築を目指します。

関連計画

・ごみ処理実施計画

政策 6

だれもが快適に暮らせる生活環境基盤の整備

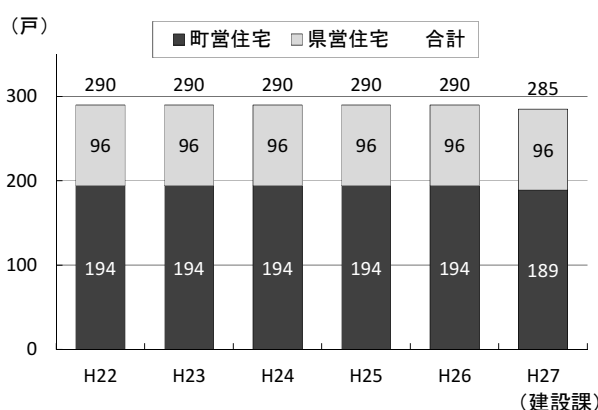
政策の目標

だれもが快適に暮らせる生活環境基盤を整備し、選ばれるまちの形成を推進します。町内の人口移動や高齢化、住民ニーズの動向等を見極めつつ、計画的な事業の推進に努めます。

動向と課題

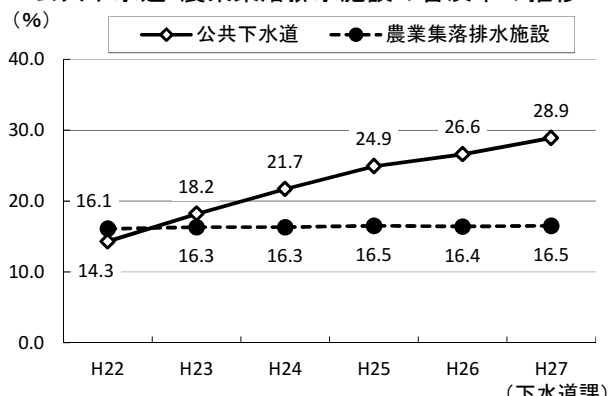
快適な生活環境基盤の整備に向け、住環境、上下水道、景観、交通・情報ネットワークの整備に引き続き取り組む必要があります。

公営住宅の戸数の推移(町営・県営)



- ・公営住宅については、老朽化した住宅の整理・改修等により、必要な戸数の確保が求められています。
- ・災害に強いまちづくりに向け、住宅の耐震化を引き続き推進する必要があります。
- ・景観条例・景観計画に基づく景観ルールへの住民理解を進め、美しい景観の維持に取り組む必要があります。

公共下水道・農業集落排水施設の普及率の推移



- ・公共下水道・農業集落排水施設への接続の促進が課題となっています。
- ・老朽化した水道施設の維持・管理が課題となっており、計画的な取組が求められています。

光回線導入地区割合の推移



- ・携帯電話やインターネットが日常生活に不可欠なものとなり、情報インフラ整備を引き続き進める必要があります。
- ・交通弱者の増加を考慮して、公共交通ネットワークの整備が課題となっています。

施 策 15 住環境の整備

基本事業1 安心・安全な住宅整備の促進

- 都市計画や国土利用計画に基づき、環境と調和した住宅・宅地開発を促進します。
- 住宅の耐震化促進のため、補助制度の周知案内、補助希望者の募集を行うなど、耐震診断や耐震改修を推進します。

主な取組 住宅耐震事業補助制度の広報・回覧・地区説明会の実施

基本事業2 公営住宅の整備

- 公営住宅については、老朽化した住宅や耐震補強が不可能な住宅を整理し、需要に応じたストック形成に努めます。
- U I J ターン者が入居しやすい条件整備を行い、定住促進を図ります。

主な取組 町営住宅の建替・取り壊しに伴う移転等に関する要綱の制定、政策空家住宅の除却

基本事業3 情報通信基盤の整備

- 現代生活に欠かせない携帯電話や高速インターネットの通信環境の維持・整備を引き続き推進し、地域間の情報通信基盤格差の解消を図ります。
- 国や県と連携し、携帯電話不感地区解消をはじめとする情報通信環境の整備に向けてサービス提供会社への要望を行います。

成果指標

【情報通信基盤が充実していると感じている住民の割合】

63% → 70%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

個人住宅の耐震補強や地震対策については、対策の必要性や効果的な対策法について情報提供を推進し、自主的な取組を支援します。

関連計画

・有田川町建築物耐震化促進計画

施策 16 上下水道の整備

基本事業 1 安全な水道水の供給

- 上水道事業の健全経営に向け、老朽水道管の更新及び漏水調査と修繕により、有収率の向上を目指します。また水道未普及地域の解消に向け、施設整備を進めます。
- 水道施設の電気計装設備等の状況を点検しながら、計画的な更新を進めます。また清水地区の遠方監視未整備施設についても遠方監視装置の整備を進めます。

主な取組 公共下水道事業に伴う上水道移設工事、総合簡易水道整備事業、未普及地域解消事業

基本事業 2 下水処理施設の整備と下水道の普及促進

- 地域の実情に応じた下水道処理施設の整備を計画的に推進します。公共下水道事業は、その必要性から汚水対策の面整備に重点を置いて取り組みます。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業等の区域外を対象に、合併処理浄化槽設置を促進します。
- 公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進するため、あらゆる機会を利用し啓発に努めるとともに、効率的な管理運営を推進します。
- 河川と下水道等が体系化された総合的な雨水施設の整備を促進します。

主な取組 公共下水道の管路布設工事、個人設置型合併処理浄化槽への補助事業

基本事業 3 浄化槽設置者に対する維持管理の徹底

- 浄化槽の保守点検及び清掃と年1回の法定検査の確実な受検の徹底について指導、啓発を図ります。

主な取組 浄化槽維持管理講習会の開催

成果指標

【上下水道などの生活基盤が整備され住みよいと感じている住民の割合】

58% → 60%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

人口減少が進む中、将来的な上下水道整備のあり方について、住民意見を踏まえた検討を進めます。公共下水道及び農業集落排水施設への接続については、住民理解の促進に引き続き努めます。

施策 17 市街地の整備とまちなみの形成

基本事業 1 市街地の整備

- 人々の集いの場となる市街地や地域の生活拠点の計画的・総合的な整備を図ります。
- 住民の憩いの場となる公園や緑地整備を推進します。
- 公園内施設の点検と周辺施設の清掃など、公園や緑地の維持・管理を住民と連携して推進します。

基本事業 2 美しいまちなみの形成

- 景観条例及び景観計画に基づき、有田川町特有の農山村や自然景観、歴史的景観などの保全と美しい景観づくりを計画的に進めます。
- 景観ルールの趣旨や考え方の住民理解の促進に努め、地域の景観の維持・継承・改善の取組を推進します。
- 地籍調査事業を計画的に推進し、早期完了を目指すとともに、成果の土地情報の幅広い提供と活用を推進します。

主な取組 景観法による届出の周知、景観形成支援事業の実施

基本事業 3 空家対策の推進

- 空家の発生状況について現状把握をすすめ、適切な維持管理を促進します。
- 周囲の景観や近隣の住環境および安全に悪影響を与える空家への対策を推進します。

主な取組 空家所有者への指導・助言、空家等対策計画の策定

成果指標

【公園・広場が充実していると感じている住民の割合】

27% → 40%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

有田川町の景観維持の取組について、住民理解の促進に努めるとともに、住民の自主的な活動につながるよう、働きかけます。住民による地域清掃については、引き続き支援するとともにその活動の拡大を図ります。

関連計画

・有田川町景観計画

・有田川町空家等対策計画

施策 18 交通基盤整備の充実

基本事業 1 高速・幹線道路の整備

- 阪和自動車道の4車線化の南進については、早期完成に向けて事業を推進します。
- 国道480号、国道424号及び一般県道の未改良区間の整備促進について、道路改修促進協議会を中心に国・県への積極的な働きかけを継続していきます。

主な取組 関係市町で組織された各道路促進協議会において整備要望を実施

基本事業 2 生活道路の整備

- 地域の生活道路としての町道は、市街地や幹線道路整備との連携した計画的な整備を図りながら、安全性と利便性の向上に努めます。
- 道路構造物の点検を実施し、長寿命化や安全対策を図ります。歩道・自転車道については危険箇所を中心に整備を実施します。

主な取組 狭あい道路の拡幅や道路構造物の修繕、歩道・自転車道及び歩道帯の整備

基本事業 3 公共交通機関の整備

- 住民ニーズに対応した、路線バス及びコミュニティバスのダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。
- 日常生活に必要な移動手段を確保できない住民に対し、事業者・関係機関と連携した交通手段の確保に取り組みます。
- JR藤並駅を中心とした公共交通ネットワークの形成と利便性の向上を促進します。

主な取組 生活バス運行支援事業、コミュニティバス運行事業

成果指標

【幹線道路や生活道路など交通基盤が充実していると感じている住民の割合】

46% → 50%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

生活道路整備については、地域おこしの一環として、住民意見を反映するための取組を引き続き検討し、可能な限り実施します。

関連計画

・有田川町橋梁長寿命化修繕計画

政策 7

安全・安心な暮らしを保障する体制の整備

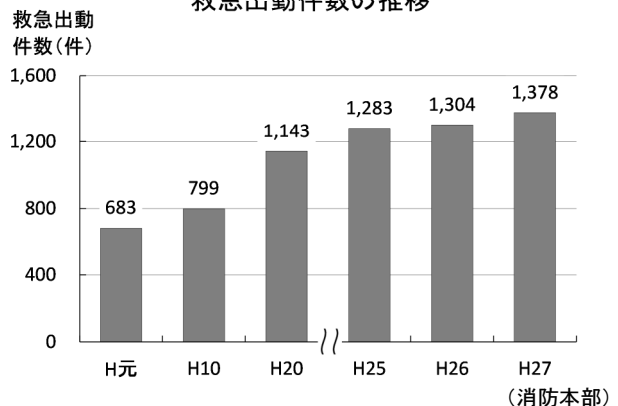
政策の目標

消防・防災体制の整備をはじめ、安全・安心な暮らしの確保につながる各種の取組を推進し、住みよい町の形成につなげます。住民と連携した防災体制を確立し、大規模災害への備えを強化します。

動向と課題

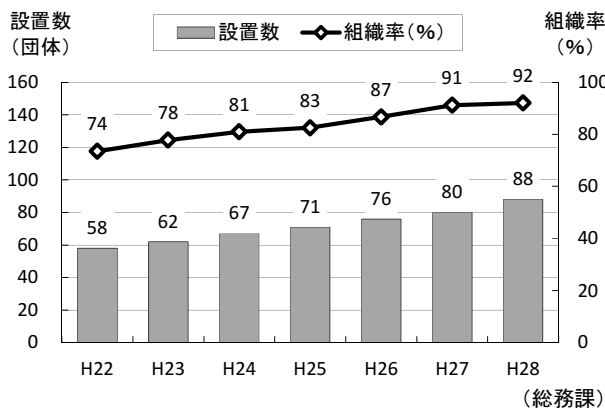
消防・救急体制の整備、大規模災害に備えた防災体制の確立、事故や犯罪の少ない安心・安全な暮らしづくりが引き続き課題となっています。

救急出動件数の推移



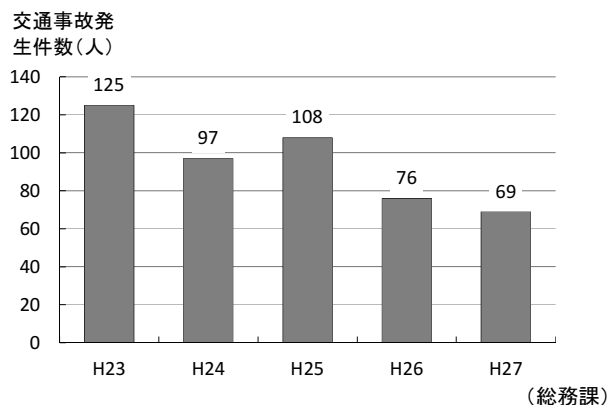
- ・住民の高齢化に伴い、人口の減少傾向に対して救急出動件数は増加しており、救急体制の充実が求められています。
- ・消防体制のさらなる充実と地域の消防力の強化、住民の防火意識の高揚に引き続き取り組む必要があります。

自主防災組織設置率の推移



- ・自主防災組織の設置と充実を推進し、自助・共助・公助の連携による防災体制の確立が求められています。
- ・大規模災害に備え、訓練の実施による防災意識の向上や、近隣自治体との広域連携体制の整備が課題です。

交通事故発生件数の推移



- ・交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者や子供を中心とした交通安全の啓発等の取り組みが必要です。
- ・犯罪発生件数は減少傾向にあります。
- ・多様化する消費者問題や、高齢者を対象にした振り込め詐欺などへの対策が必要です。

施 策 19 消防救急体制の整備

基本事業 1 消防体制の強化

- 多様化する災害に対応するため、消防職員の一層の技術の向上に努めるとともに、車両、資器材等の充実強化に努めます。
- 地域の消防力の強化に向け、消防団の活性化や組織の充実を推進するとともに、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。
- 火災による死者をなくすため、事業所、一般住宅の防火安全対策の促進を図ります。

主な取組 各種訓練の実施及び消防大学校等での訓練教育の実施、消防施設車両（ポンプ車・軽四ポンプ車・装備品等）の整備更新、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理の促進

基本事業 2 救助救急体制の整備

- 救急救命士の養成の継続を図るとともに、有資格者については再教育病院実習等の研修により、さらなる技術の向上に努めます。
- 救助隊員の研修を継続し、技術・指揮能力の向上に努めます。
- 住民への普通救命講習や救命入門コースの受講を推進します。

主な取組 救急救命士の養成。救命救急センターでの再教育病院実習、消防大学校等での訓練教育の実施、応急手当講習及び救命講習の実施、ドクターヘリコプターの連携活用

成果指標

【救命講習受講率】

23% → 32%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

消防団の活性化や組織の充実に向け、各地域の活動を支援します。また、救急救命について住民の意識と知識の向上を図ります。

関連計画

- ・ 消防本部消防計画
- ・ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

施 策 20 防災体制の整備

基本事業 1 防災基盤の整備

- 災害時の避難所や災害初動対応拠点施設、災害時活用施設において安全性の確保に努めます。
- 旧町別に分かれた防災行政無線の統合及びデジタル化を実施します。
- 自主防災組織における資機材の整備・拡充等に努めます。
- 災害時に備えた備蓄倉庫の設置等救助体制の拡充を努めます。

主な取組 防災行政無線の統一・デジタル化、住民へのあらゆる手段での情報伝達基盤の整備、町・自主防災組織における初動対応に必要な資機材や環境の整備

基本事業 2 防災体制の確立

- 住民の防災意識向上のため、町広報誌に毎月防災情報を記載し、各自主防災組織における年 1 回以上の訓練の実施を推進します。
- 自助・共助・公助の連携体制を強化し、実動的な初動体制の構築に努めます。
- 大規模災害に備え、他の自治体と連携し広域的な防災体制の整備に取り組みます。また防災協定の締結促進により、脆弱部分の強化を図ります。
- 自主防災組織設置率 100%を目指し、自主防災組織未設置地域に引き続き働きかけを行うとともに、災害時要配慮者の支援について地域と連携した対策に取り組みます。

主な取組 町職員の訓練・自主防災組織の訓練、住民による防災体制の構築、災害時要援護者名簿の整備・啓発・周知、黄色い旗

基本事業 3 治山治水対策の推進

- 集中豪雨による災害を防ぐため、関係機関と連携し、河川の護岸整備に努めるとともに、県への積極的な治山治水の整備促進を働きかけます。

主な取組 関係市町で組織された河川改修促進協議会において整備要望を実施

成果指標

【災害時の避難体制や災害防止対策が充実していると感じている住民の割合】

22% → 40%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

地域別の自主防災組織設置率 100%を目指すとともに、自主防災組織間の連携強化等により、町内一体となった防災体制の確立を図ります。

関連計画

・地域防災計画

施策 21 安心・安全な暮らしづくり

基本事業 1 防犯体制の強化

- 警察署、少年センターや地域住民と連携を密にし、地域一体となった防犯体制を推進します。
- 住民への啓発活動、研修会などの実施に努め、防犯意識の向上を図ります。
- 町内の安全確保のため、町内防犯灯のLED化100%を目指すとともに、町内主要地区の防犯体制の強化を図り、安全な環境整備に努めます。

主な取組 防犯灯LED化推進事業、防犯強化地域における防犯カメラの設置

基本事業 2 消費者行政の充実

- 消費者相談窓口や消費者ホットラインの設置により、消費者トラブルに関する相談支援に取り組めます。
- 関係機関と連携して、消費生活に関する学習・情報提供の機会の提供に努めます。
- 食の安全について消費者への情報提供や生産者への啓発に努めるとともに、地産地消に取り組み地元食材の利用を推進します。

基本事業 3 交通安全の推進

- 学校での交通安全教室の開催実施、街頭啓発や啓発広報等、子どもや高齢者への働きかけを中心として、住民の交通安全意識の向上を図り、交通事故の減少を目指します。
- 歩道の整備、交通安全注意看板の設置、危険箇所へのガードレール、カーブミラーの設置等、交通安全についての道路環境の整備に努めます。

主な取組 危険箇所への交通安全施設の整備、交通指導員や交通安全母の会と連携した啓発活動

成果指標

【犯罪が少なく安心できる環境だと感じている住民の割合】

62% → 70%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

地域の安全確保に向け住民と連携して取り組むとともに、安全対策の実施にあたっては住民意見の反映に努めます。

基本目標 4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進

政策 8

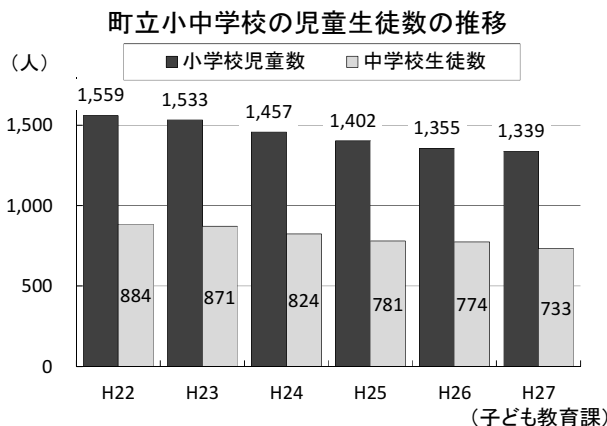
生きる力を育む教育・保育の充実

政策の目標

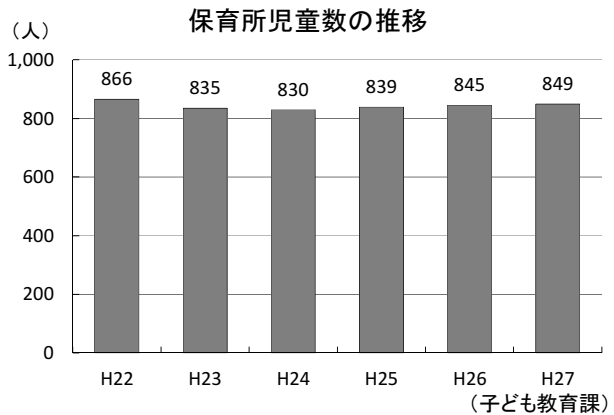
子育て環境の整備と教育の充実により、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指します。乳幼児から義務教育段階まで、切れ目のない支援を行うとともに、地域の豊かな資源を生かした教育により、世界に通用する力の基礎を育みます。

動向と課題

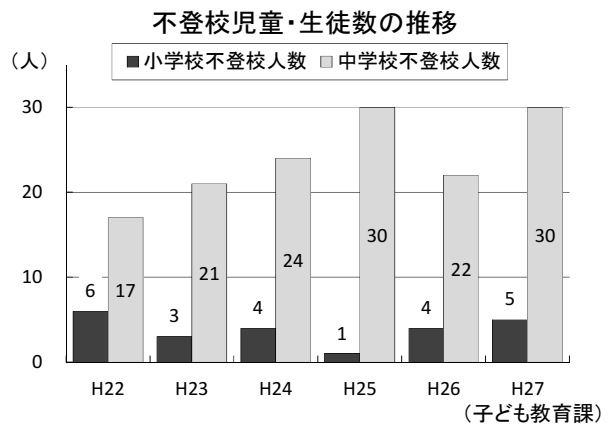
地域全体で子育てや教育を支援する体制づくりが求められています。多様な支援のニーズに応え、確かな学力を育むことのできる学習環境の整備が必要です。



- ・少子化の進行に伴い、学校規模や学習環境の見直しが必要とされています。
- ・国際化や情報化の流れを踏まえ、生涯を通じて学び続ける基礎となる力としての「生きる力」の獲得が必要です。
- ・子どもや地域の状況に応じた学校の特色ある取組が求められています。



- ・保育サービスを希望する保護者が増加しています。
- ・子育て環境の整備による若い世代が住みやすいまちづくりが求められています。
- ・子育てに不安を抱える保護者が増加しており、支援のニーズが高まっています。
- ・地域全体で子育てを支援するまちづくりが必要です。



- ・不登校児童・生徒数が増加しています。
- ・障害のある児童生徒の教育やいじめ問題への対応、子どもの貧困問題など、従来の学校だけでは対応できない多様な支援のニーズに対応した取組が求められています。
- ・学校を支援する体制の整備が必要です。

施策 22 子育てしやすい環境づくり

基本事業 1 保育サービスの充実

- 子どもの発達に応じた安全・安心な保育を実施するとともに、義務教育段階への円滑な接続に向けた、豊かな体験・学習の機会を提供します。
- 多様な保育ニーズに対応できる体制整備と保育サービスの拡充を図ります。

主な取組 延長保育・休日保育・一時保育・病児保育、職員研修の充実

基本事業 2 子育て支援事業の充実

- 乳幼児からの子育て支援を行う地域子育て支援センターの充実を図り、育児相談や遊び場の提供、家庭訪問など幅広い支援を提供します。
- 第3子以降出生祝い金制度やチャイルドシート助成等の子育て支援事業の充実に努めます。
- 子育てに不安を抱いている保護者や孤立している家庭等については、関係機関等との連携・情報共有を進め、適切な相談・支援を実施します。

主な取組 地域子育て支援センター事業、家庭支援事業、チャイルドシート等貸与事業、出産祝い金交付事業、育児用品等助成事業

基本事業 3 ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭や生活困窮世帯など、特に子育てに関する支援が必要な家庭について、関係機関と連携して、相談や生活支援の充実を図ります。

主な取組 ひとり親相談事業

成果指標

【子育て支援や保育機能が充実していると感じている住民の割合】

38% → 45%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

子育て支援ボランティアの支援・育成を進めるとともに、地域における多世代交流の推進や、「ファミリーサポートセンター」の設置など、地域全体で子育てを支援するまちづくりを進めます。

関連計画

・有田川町子ども・子育て支援事業計画

基本事業 1 特色ある学校づくりの推進

- 子どもの状況や地域の実情に応じ、学力・体力の向上、課題解決能力の育成、豊かな体験活動など、学校ごとの特色を活かす取組を推進します。
- 保護者や地域との連携を密にし、開かれた学校づくりを目指します。
- 地元の農産物や郷土料理を取り入れた給食の提供や、学校栄養士、栄養教諭による食育指導を実施します。
- 地域資源を生かした体験活動や地域人材を活用した学習活動を推進します。

主な取組 教育活動奨励金の交付、ふるさと教育副読本の活用、みかんづくり・稲作体験学習

基本事業 2 教育活動の充実

- 少人数指導等の指導方法の工夫改善を進め、確かな学力の向上に努めます。
- 講師・支援員・学校図書館司書を町独自に配置し、学びの充実を図ります。
- ALT（外国語指導助手）を保育所及び学校に配置し、保育所から小学校にかけての町独自の英語活動の取組により、英語力の向上を図ります。
- 各学校で「体力アッププラン」を作成し、体育・部活動の充実と運動機会の確保を図ります。
- 学校の課題解決や取組の発展を促進する指導訪問を充実させるとともに、教職員の多様な研修や自己研さんを支援します。

主な取組 少人数指導・小学校での教科担任制の実施、小学校高学年英語独自カリキュラムの実施、教職員クラブ等の自発的な研修の支援、町統一学力調査の実施

成果指標

【学力・学習状況調査における中学校英語の成績】

全国平均
以上の成績



全国平均
以上の成績
を維持する

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

確かな学力の向上に向け、家庭と連携した取組を進めるとともに、学校の教育活動の公開を進め、保護者・地域に信頼される学校づくりを進めます。地域と連携した特色ある取組を進め、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを図ります。

関連計画

・有田川町教育大綱

施 策 24 教育環境の充実

基本事業 1 適切な教育環境の確保

- 小規模校の問題をはじめとして、保護者や地域との合意形成を重視しながら適正な教育環境の整備を進めます。
- 保育所・小学校・中学校の連携と情報共有を進め、育ちの連続を見据えた取組を行います。

主な取組 中学校区をまとまりとした学園の設置

基本事業 2 多様な支援ニーズへの対応

- 関係機関との連携や支援員の活用により、一人ひとりの個性に応じた特別支援教育の充実を図るとともに、インクルーシブ教育の観点からともに学ぶ教育を推進します。
- 不登校児童生徒の学習環境の充実を図ります。
- スクールカウンセラーの配置を進め、児童生徒や保護者への相談支援体制を強化します。
- いじめや支援を必要とする子どもの増加等、多様な課題に対応できる体制整備を進めます。

主な取組 適応指導教室の設置、特別支援員の配置、
小中学校へのスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置

基本事業 3 学習環境の充実

- すべての小中学校の耐震化と普通教室への空調設備の設置を終えており、引き続き児童・生徒の安全と学習環境の確保のため、学校施設の計画的な整備改修を進めます。
- ネットワークシステムの効果的な活用を促進するとともにICT教育の充実を図ります。
- スクールバスの整備や登下校時の安全強化に取り組みます。

主な取組 児童生徒の安全を重視した施設整備

成果指標

【学校教育が児童・生徒にとって充実していると感じている住民の割合】

38% → 45%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

学校だけでは解決の難しい問題が増加しており、家庭・地域と連携した取組が不可欠です。家庭・地域への働きかけと、学校支援ボランティアの受け入れをはじめとする協働の体制整備を進めます。

関連計画

・有田川町教育大綱

施策 25 青少年の健全育成

基本事業 1 明日を担う人材の育成

- 各種スポーツ大会や子どもの教室などの運営への子どもの参加を促進し、仲間づくりとリーダーの養成を図ります。
- 少年センターを中心に学校、PTA、補導員、子どもサポーター等の連携を密にし、良好な環境づくりを推進します。

主な取組 AKI★DEN(町内小学校対抗駅伝大会)、新体力テスト、自然体験事業、
こどもを守る日

基本事業 2 家庭の教育力の向上

- 家庭の教育力向上のため、地域・学校・家庭と連携した研修会を行います。
- 図書館において、家庭での絵本の読み聞かせを促進する乳幼児からのブックスタートや子育て相談を実施するなど、絵本を用いた子育て支援を推進します。

主な取組 ブックスタート事業

基本事業 3 地域の教育力の醸成

- 地域全体で子どもを見守る意識の向上と、地域の教育力の醸成のため、子どもサポーターの登録を促進し、子どもを守る日を設定します。
- 家庭・学校・地域が一体となった共育コミュニティの実現を図るため、学校支援ボランティアの登録や、公民館やPTAと連携した研修会を行います。

主な取組 子どもサポーターの登録・研修

成果指標

【有田川町子どもサポーター登録人数】

298 人 → 320 人

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

家庭・地域の子育てや学習活動を支援し、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。子ども自身の活動や子どもを支援する地域人材の養成を促進するとともに、子どもサポーター、学校支援ボランティアの人材確保に取り組みます。

関連計画

・有田川町教育大綱

政策 9

豊かなまちづくりを支える社会教育の推進

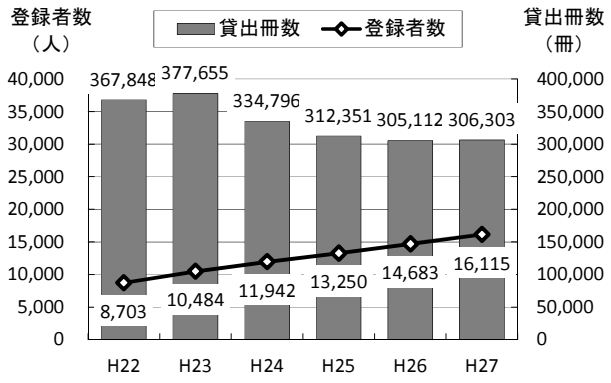
政策の目標

豊かなまちづくりと地域課題の解決に向け、社会教育のさらなる充実を図ります。住民満足度の向上と、よりよい地域づくりにつながる学習・交流機会の提供や、誰もがすみよいまちづくりにつながる人権意識の向上と、男女共同参画の推進を行います。

動向と課題

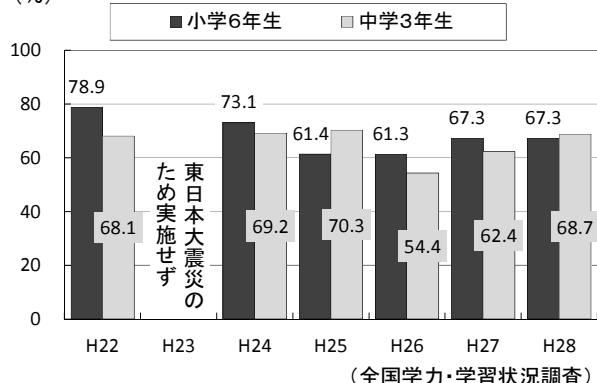
人口減少問題や高齢化、子育て等の地域課題の解決に資する学習・交流機会が求められています。人権問題や男女共同参画についても引き続き取組が求められます。

町立図書館の登録者数(累計)と年間貸出冊数



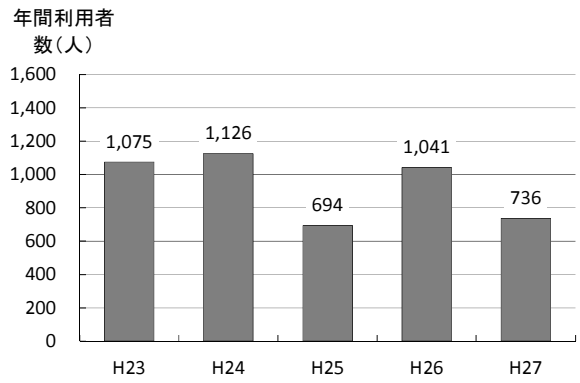
- ・子どもから大人まで、誰もが自由に学ぶことのできる環境整備が求められています。
- ・人口減少や高齢化の問題等、地域では多くの課題が生まれています。
- ・よりよい生活や地域づくりにつながる学習機会の提供が必要です。

読書が好きな子どもの割合の推移



- ・2014年に「有田川町こころとまちを育む読書条例」を制定し、町を挙げて読書の推進に取り組んでいます。それ以降の読書が好きな子どもの割合は増加していますが、過去と比較するとやや減少しています。
- ・地域交流センター(ALEC)をはじめとする図書施設の充実とさらなる活用が求められます。

人権に関する講習会などへの延べ参加人員の推移



- ・人権、男女共同参画に関する意識の向上が求められています。
- ・障害者権利条約の批准や、セクシュアル・マイノリティ問題、子どもの貧困問題など、新しい人権課題に対応した取組が求められています。

施 策 26 社会教育の推進

基本事業 1 社会教育機会の提供

- 生涯学習講座や各種教室を開催するとともに、学習成果を生かしたボランティア・地域活動への積極的な参加を図ります。
- 社会教育の拠点となる「地域交流センター（ALEC）」のさらなる充実を図り、生涯学習機会・情報と交流の場の提供を行います。

主な取組 ALECカルチャースクール

基本事業 2 公民館活動の支援

- 地域のニーズに応じた公民館活動を展開し、地域の活性化を図ります。
- 各種教室・大会やサークル活動などの公民館活動の情報提供を充実します。
- 住民自らが、地域の課題を見つけ出し、その課題を解決に取り組めるような「地域の力」を向上させる取組を推進します。

主な取組 ソフトボール大会・グラウンドゴルフ大会・通学合宿・各種教室開催等々

基本事業 3 図書館サービスの充実

- 住民のニーズに対応した資料の充実と多様な価値観に基づく蔵書の構築により、住民の自由な学習活動を支援するとともに、学習・交流の場としての環境の充実を図ります。
- 電子図書館システム導入によるさらなるサービスの充実を図るとともに、利用者あらゆる情報を提供できるメディアセンターを目指した取組を推進します。

主な取組 電子図書館事業（地域資料の充実）・図書館コンシェルジュ事業

成果指標

【住民 1 人あたりの年間図書貸出冊数】

13冊 → 18冊

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

社会教育を通じた学習・交流が、住民自身の課題解決の取組や新しい地域づくりの活動につながるよう、地域の課題や学習成果の活用、グループ・サークルの形成等、戦略的な事業の展開を目指します。

関連計画

- ・有田川町こころとまちを育む読書条例
- ・有田川町子ども読書推進計画

施策 27 絵本のまちづくりの推進

基本事業 1 「有田川町絵本コンクール」の開催

○有名絵本作家、出版関係者を審査員とした絵本コンクールを年に1度開催し、プロアマを問わず絵本作家を発掘する取組とします。

主な取組 絵本コンクール開催事業

基本事業 2 本にまつわるイベントの開催

- 絵本作家の講演会やおはなし会、サイン会、絵本に関するワークショップなどを実施し、絵本の世界を身近に感じ、さらなる読書推進のきっかけとなるよう努めます。
- JR藤並駅2階にあるちいさな美術館「ポンテ・デル・ソーニョ（イタリア語で『夢の架け橋』）」を運営し、絵本の原画の定期的な展示等を行います。

主な取組 絵本でわっしょい、絵本マルシェ、絵本原画展開催

基本事業 3 読書環境の整備

- ブックスタート事業や親子の読み聞かせの支援、学校図書支援等の活動を通じ、子どもの発達段階に応じた読書支援に取り組みます。
- 町内の4つの図書施設の総称である「有田川ライブラリー」の充実を図り、誰もが身近に本に触れることのできる環境整備と、コミュニティスペースとしての活用を推進します。

主な取組 絵本総合ガイドブックの作製、読み聞かせグループの育成、絵本コンシェルジュの配置・読み聞かせ活動の充実

成果指標

【読書が好きな小学生の割合】

67% → 75%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

絵本のまちづくりをより多くの住民の参加のもとに推進するため、利用者や子どもの声を反映した事業の展開に努めるとともに、読み聞かせボランティア等の住民自身の活動を支援します。

関連計画

・有田川町こころとまちを育む読書条例 ・有田川町子ども読書推進計画

施策 28 人権の尊重

基本事業 1 人権意識の向上

- 人権に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校教育や家庭教育、社会教育それぞれの場における人権教育を推進します。
- 人権意識の向上に取り組む講演会や研修会、情報提供、啓発等の活動を引き続き推進し、誰もが住みよいまちづくりに努めます。

主な取組 講演会、映画会の開催・文化祭、駅等での街頭啓発・人権標語作品募集

基本事業 2 人材の養成

- リーダー養成研修を実施し、人権教育の指導者の育成を行うとともに、人権に関する多様な課題や新しい問題に対応できるよう努めます。
- 人権問題の当事者のエンパワメントと、自主的な活動を支援します。

主な取組 人権研修会・視察研修の開催

基本事業 3 人権擁護の体制整備

- 関係機関との連携を強化し、さまざまな人権問題に対する相談体制、防止対策の拡充を図ります。
- 人権教育の指導者の育成と人権擁護委員との連携により、相談体制の充実を図ります。

主な取組 特設相談の開設・小学校での人権教育、花いっぱい運動・駅等での街頭啓発

成果指標

【人権に関する講習会などへの延べ参加人員】

736 人 → 900 人

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

地域における人権意識の向上や人権擁護の取組の充実に向け、リーダー養成研修を実施し、住民自身の活動を促進します。また、人権問題の当事者の声を反映した施策の推進に努めます。

施策 29 男女共同参画の推進

基本事業 1 男女共同参画に対する意識の高揚

- 男女共同参画計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、性のありようにかかわらず自由で多様な選択ができるよう、広報・啓発活動、研修会や講習会の開催などの充実を図ります。
- 多様な性のあり方やセクシュアル・マイノリティの問題について、正しい理解の促進を図ります。

主な取組 講演会の開催等

基本事業 2 女性の社会参画の促進

- 女性の意見や考え方を政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において反映させるため、政策・方針決定過程の場や地域への女性の参画を促進します。
- 女性の社会進出を推進するため、性別にかかわらず男女共同参画社会について関心を持ち、理解を深めていくための取組を行います。

主な取組 地域子育て支援センター事業、家庭訪問事業、チャイルドシート助成事業

成果指標

【女性が社会参画できるまちづくりが進んでいると感じている住民の割合】

17% → 30%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

女性の声を反映した地域づくりや、女性のまちづくりグループの支援に取り組み、まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる「女性が住みたいまち」の実現を目指します。

関連計画

・有田川町男女共同参画計画

政策 10

歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実

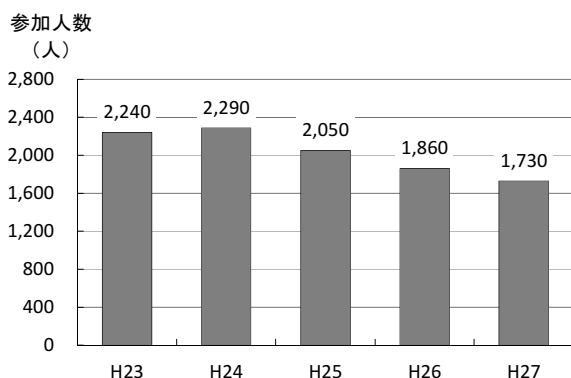
政策の目標

町において古くから継承されてきた歴史・文化遺産を次世代に引き継ぐとともに、誰もが生涯にわたって豊かな人生を過ごすことができるよう、歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実を推進します。

動向と課題

歴史・文化遺産の適切な保存・継承と活用が求められています。また、誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ環境の整備も求められています。いずれも住民による自主的な活動との連携が必要です。

芸術文化事業への延べ参加人数の推移



- ・芸術文化事業への参加人数は減少傾向です。
- ・優れた芸術・文化事業の鑑賞機会の提供と、住民自身による芸術文化活動の促進が求められています。

町内の主な文化財

★あらぎ島★

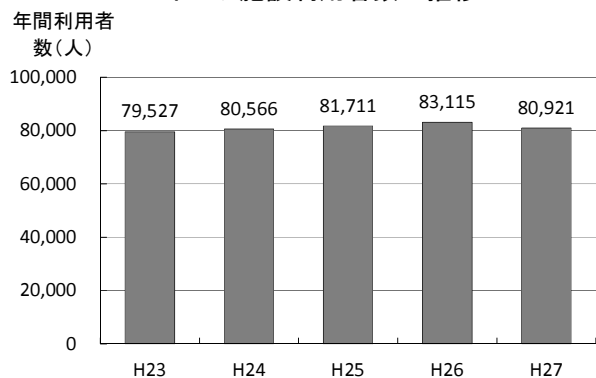
あらぎ島と周囲の景観が国の文化財に選定され、その保護が図られています。

★あらぎ島及び三田・清水の農山村景観★

平成25年10月17日に、国の重要文化的景観に選定されています。

- ・町内の歴史・文化遺産の調査・研究を行いながら、その保存と活用に多くの住民の理解が得られるような取り組みが求められています。
- ・観光や地域活性化につなげるため、庁内関係各課による連携した取組が必要です。

スポーツ施設利用者数の推移



- ・生涯にわたって誰もがスポーツを楽しむことのできる、生涯スポーツ環境の整備が求められています。
- ・各種スポーツ団体と連携した総合型スポーツクラブの設立や、スポーツ施設の整備を推進する必要があります。

施 策 30 歴史・文化遺産の保存と活用

基本事業1 文化財の保護・活用

- 文化財の調査研究と資料の収集、収蔵施設の整備に取り組むとともに、文化財パンフレットの刊行や案内看板の整備を継続的に推進し、文化財の公開普及を図ります。
- 文化財を適切な形で次世代へ継承していくために、計画的な保存修理を実施するとともに、文化財に対する被害を未然に防止するための防災防犯施設の整備に努めます。
- 重要文化的景観等の整備活用計画を策定し、観光振興や地域活性化を図ります。

主な取組 重要文化的景観の整備、中世城郭の保存活用

基本事業2 伝統文化の継承

- 伝統芸能に関わる保存団体等の育成及び活動支援を図ります。
- 伝統芸能の価値や魅力について広く周知するとともに、国、県や関係団体と協働しながら、より広域な保存体制の構築を図ります。

主な取組 有田川町文化財保存団体補助金交付事業

成果指標

【町内文化財指定所在地に係る説明板の設置数】

44 → 60

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

歴史・文化遺産の保存・継承に多くの住民の理解と協力を得られるよう、情報公開と普及に努めるとともに、文化財所有者や伝統芸能保存団体と連携した取組を進めます。

関連計画

・蘭島及び三田・清水の農山村景観保存計画

施策 31 芸術文化活動の振興

基本事業 1 芸術文化活動の振興

- 本物の文化・芸術に触れる機会を提供し、文化・芸術の高揚を図ります。
- 芸術文化活動の振興を推進するため、講座や教室等の充実を図ります。
- 自主サークル活動を支援するため、活動の場の提供や発表の機会の提供を行います。

主な取組 コンサート等の開催、講座や教室等

基本事業 2 芸術文化活動団体等の育成

- 文化協会や自主文化団体などの活動支援を行い、芸術文化の普及を図るとともに、町内外の文化団体との交流を行います。
- 各文化団体との協働によるイベントを行うなど、団体の育成と文化活動の向上を図ります。
- 講座や教室等の開催をきっかけとした新しい自主サークル活動の立ち上げを支援します。

主な取組 文化祭、芸能発表会の開催・文協有田川の発行

成果指標

【芸術文化事業への延べ参加人数】

1,730 人 → 2,200 人

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

芸術文化の振興を住民との協働の取組とするよう、各文化団体との連携・協働を進めるとともに、住民主体の自主的な活動を支援します。

施策 32 生涯スポーツの振興

基本事業 1 スポーツ活動の推進

- スポーツ教室や講座を開催し、スポーツの振興やスポーツを通じた健康づくりを推進します。
- 各種スポーツ大会を開催し、スポーツ活動への参加と体力づくりや健康づくりの促進、交流機会の提供を行います。
- 参加者の少ない事業のあり方を見直し、効果的な事業の展開を図ります。

主な取組 総合型クラブ有田川によるニュースポーツ教室、新体カテスト

基本事業 2 スポーツ団体・指導者の育成

- 体育協会、スポーツ推進員、スポーツ少年団の活動支援し、組織充実を図ります。
- 各種スポーツ団体の、自主サークルによる自主運営化の推進を図ります。
- 総合型クラブ有田川の設立による、指導者の育成を推進します。

主な取組 体育協会・スポーツ推進委員及び各種スポーツ団体の育成研修

基本事業 3 スポーツ施設の整備・充実

- 各スポーツ活動の要望に対応できるよう、既存体育施設の整備や修繕、効率的な運用を図ります。

主な取組 体育館の改修、グラウンドの夜間照明の設置

成果指標

【自主的な健康づくりを行っている住民の割合】

55% → 60%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

住民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ環境の整備に向け、自主的なスポーツ活動、スポーツ団体の活動を支援します。また、総合型クラブ有田川の活動の充実を支援します。

基本目標5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり

政策 11 住民参加のまちづくりの推進

政策の目標

ポートランドに学んだ手法・ノウハウの研究を進め、住民参加による政策推進や住民主体のまちづくり活動の活性化を図ります。国際交流や地域における交流・支え合いを推進し、幅広い視野を持つ人づくりを進めます。

動向と課題

新しいまちづくり団体が生まれている一方で、高齢化や人口減少に伴う地域団体の弱体化が課題となっています。多様な活動との協働や支援を進め、住民参加のまちづくりをまちに根付かせることが必要です。

ポートランド特別プロジェクト・ワークショップの様子



- ・住民参加によるワークショップを経て、施設の再活用が進んでいます。
- ・ポートランド市スタッフから学んだ住民参加の手法を、町職員が学び、実践することで、住民参加の取組を広げていくことが次の課題です。

主なまちづくり団体

絵本まちづくり協会

絵本カフェの経営など絵本を活用したまちづくり活動を行います。

ぽっぽ道会

旧有田鉄道線路の跡地の町道の活用などに取り組みます。

UP GIRLS

女性が住んで楽しいまち“ありだがわ”を目指す女子会です。

ひだまりの和

様々な支援を必要とする人への支え合いの活動に取り組めます。

AGW

ポートランドに学ぶ若者主体のまちづくりチームです。

主な交流都市

★教育によるフレンドシップリンク★

○ダーウィン市（オーストラリア）

★姉妹都市★

○パーマストン市（オーストラリア）

★友好都市★

○高石市（大阪府）

○貴溪市（中華人民共和国）

- ・他にも、自治会・老人会・PTA・自主防災組織等、多様な地域団体が活動しています。
- ・地域活動が十分に組織されていなかったり、高齢化等により組織化が困難な地域の支援が課題となっています。

- ・中学生海外研修や姉妹校提携など、教育分野での交流が先行しています。
- ・今後は経済・産業・スポーツ等幅広い分野での交流が、民間レベルでも推進されるよう取組む必要があります。

施 策 33 住民参加の推進

基本事業 1 住民参加による政策推進

- 米国ポートランド市に学んだ住民主体のまちづくりの成果や手法、取組の方向性について若手職員と住民がともに学び、その理念を指針としてまちづくりを推進します。
- 政策の推進において、地域で住民が討議や意見表明を行うワークショップやタウンミーティングの開催を推進します。

主な取組 審議委員会の開催、まちづくりタウンミーティング

基本事業 2 住民主体のまちづくり活動の支援

- 住民主体のまちづくり活動の活性化に向け、まちづくり団体、ボランティアやNPOの育成・支援に努めるとともに、地域活動を支えるまちづくりリーダーの育成に努めます。
- 自治会や地域のまちづくり団体による住民自治活動を支援します。
- 若い世代や女性の主体的な地域づくり活動への参加を支援し、推進します。

主な取組 まちづくり団体、ボランティアやNPOの育成

基本事業 3 住民との情報共有

- 行政情報を的確かつわかりやすく伝えることができるよう、情報公開に努めます。
- 住民に親しまれ、住民の方の声を取り入れられるような広報の充実を図ります。また、広報誌、インターネットホームページ、SNS等を活用した積極的な情報発信を行います。
- 「町長への手紙」「なんでも通信」など、住民の声を反映した町政運営に努めます。

主な取組 広報誌、インターネットホームページの充実

成果指標

【住民参加のワークショップ・タウンミーティングの開催回数】

0 回／年 → 3 回／年

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

ポートランド市から学んだ住民参加の理念と手法を有田川町全体に広げ、あらゆる分野で住民の参加と連携を促進するとともに、住民や地域の主体的な活動を支援します。

関連計画

・有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

施 策 34 地域交流の推進

基本事業 1 地域交流活動の支援

- 助け合い、支え合うまちづくりを進めるため、地域間、世代間など、さまざまな交流機会の提供を推進します。
- 旧学校施設等の公共施設を活用し、地域交流の拠点の整備を推進します。
- 学校・家庭・地域を結ぶ活動として、公民館活動・PTA活動をより一層強化し、地域コミュニティの充実を図ります。

主な取組 有償ボランティア制度地域通貨事業

基本事業 2 住民活動の支援

- 区長会活動や区長研修を推進し、地域のリーダーの育成に努めます。
- 高齢化等により自治会活動が困難な地域への支援を実施します。
- 住民が主体となる団体との協働によるイベントを開催し、地域間の交流を促進し、各種団体の育成を図ります。

主な取組 区長会活動、区長研修等

成果指標

【地域での連携・交流が活発に行われていると感じている住民の割合】

36%

【平成 27 年度】



50%

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

住民自身の地域活動を支援し、地域の活性化を促進します。主体的な地域活動の基礎となる相互交流や関係形成を促進する働きかけを重視し、支え合い・助け合いの関係づくりや課題意識の共有を図ります。

基本事業1 国際交流活動の推進

- 国際友好・姉妹都市との交流を中心とした教育、文化・スポーツ、産業、経済などさまざまな国際交流活動を推進します。
- 引き続き、中学生海外研修事業を継続し、住民主体の国際交流活動組織などの設立、育成に努めます。

主な取組 吉備中学校・ドリップストーン校姉妹校連携、有田川町・パーマストーン市姉妹都市連携

基本事業2 ポートランド特別プロジェクトの推進

- ポートランド市開発局スタッフを招いてのワークショップや講演会、ポートランド市の視察等を通じて、住民主体のまちづくりの成果や手法を職員と住民がともに学びます。
- ワークショップや講演会、視察等のプロジェクトの成果を広く職員・住民の間で共有し、それらを活かしたまちづくりを進めます。

主な取組 まちづくりグループの育成、課題に応じた地域住民ワークショップ等

基本事業3 国際化に向けた環境づくり

- 国際的な視野を広げる国際性豊かな人づくりを目指し、異文化体験等とおした人材育成のさらなる充実を図るとともに、国際化に対応できる地域づくりを推進します。
- 中学校における姉妹校提携を推進するとともに、姉妹都市との文化、スポーツ、産業、経済等民間レベルでの交流を推進します。

主な取組 中学生海外研修、姉妹校との交流事業

成果指標

【中学生海外研修など、国際交流の推進が
図られていると感じている住民の割合】

26% → 40%

【平成27年度】

【平成33年度】

住民参加に向けて

英語教育・学習機会の充実と、世界的な視野で考え、行動する人材の育成を進めることで、国際交流のさらなる深化や訪日外国人の誘客を推進します。

政策 12

健全な行財政運営の確保

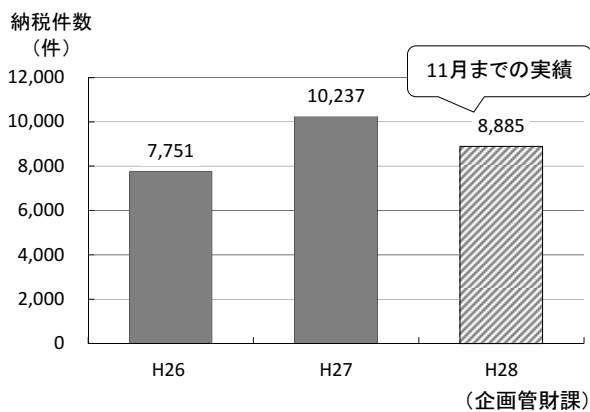
政策の目標

将来の人口減少に備え、機動的な行政運営が可能となるよう、行政改革を引き続き推進します。住民サービスの向上と職員の創意工夫を重視する組織文化を形成し、住民とともによりよいまちづくりの担い手となれる職員集団を育てます。

動向と課題

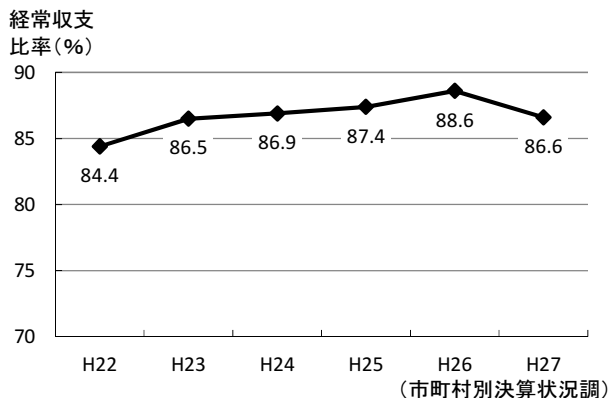
人口減少社会においても限られた人員や財源等の行政資源を効率的に活用し、行政サービスを維持していくことが課題となっています。

コンビニ納税件数の推移



- ・広報誌や町ホームページの充実を図り、住民にとってわかりやすい情報発信が引き続き課題です。
- ・住民窓口のワンストップサービス化や、ホームページ・コンビニエンスストア等を通じた手続きの導入など、引き続き住民の利便性向上のための取組が必要です。

経常収支比率の推移



- ・経常収支比率は上昇傾向で、町財政の硬直化が進んでいます。
- ・高齢化率の上昇に伴う民生費の増大や将来的な人口減少など、町財政の圧迫要因が今後も継続すると予想され、さらなる行財政改革が求められています。

ふるさと納税額の推移

	寄付件数	寄付額
平成22年度	71	1,265,000
平成23年度	102	1,310,000
平成24年度	183	1,861,000
平成25年度	138	1,700,000
平成26年度	65	1,820,000
平成27年度	11,021	230,261,500

(企画管財課)

- ・ふるさと納税額はホームページでの手続きを整備したことで大幅に増加しています。
- ・行政の効率化や住民サービスの向上に向け、職員の意欲・資質の向上に取り組む必要があります。

施策 36 住民サービスの向上

基本事業 1 行政サービスの向上

- 住民窓口のさらなるワンストップサービス化を目指し関係各課の協議調整を行い窓口業務の集約化・効率化を図ります。
- 各種証明書発行におけるコンビニ交付の導入等を検討します。
- 広報誌・議会広報誌・町ホームページ等を通じ、わかりやすい案内・情報発信に努めます。
- ふるさと納税手続きを、町ホームページを通じて完了できる体制を整え、税収増を図ります。
- 議会広報の充実や子ども議会の取組など、住民に開かれた議会運営に努めます。

主な取組 広報誌・議会広報誌・町ホームページ等の充実、ふるさと納税商品の拡充

基本事業 2 個人情報の保護

- 個人情報の保護について、各種セキュリティ研修会へ参加し、職員意識の向上を図ります。
- 「住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度」「住民票の写し等の第三者交付に係る本人告知制度」の登録を推進し、不正取得による個人の権利利益の侵害の防止に努めます。

主な取組 有田川町情報セキュリティ委員会の設置

基本事業 3 職員の資質の向上

- 職員力・組織力の向上と住民参加の推進に向け、人材育成を重視した組織経営や職員研修の充実を図り、町職員の意欲と資質の向上を図ります。
- よりよいまちづくりの推進と行政サービスの向上を目指し、職員の創意工夫や研究・研修成果の積極的な導入、若手職員の意見や意欲を重視した組織文化の形成に努めます。

主な取組 職員研修の充実と町外研修への職員派遣、職員の自己啓発の支援

成果指標

【役場職員の対応が悪いと感じている住民の割合】

20%

【平成 27 年度】



10%

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

住民本位のサービスの充実と利便性の向上に引き続き取り組みます。「町長への手紙」、「なんでも通信」など、住民の声を反映した町政運営に努めます。

施策 37 行財政運営の効率化

基本事業 1 健全な財政運営

- 費用対効果を踏まえた事務事業の統廃合や負担金・補助金の適正化を図るとともに、事務の効率化とコスト意識を徹底し、経常的経費のきめ細かな節減を進めます。
- 新規事業の実施にあたっては、国・県等の各種補助金の積極的な活用を努めます。
- 公共施設の統廃合、広域的利用、需要の多い利用目的への転用、施設の改修等により、既存施設の有効活用と合理化を図るとともに、効率的・効果的な管理運営に努めます。
- 適正かつ公平な税の賦課に努め、収納率の向上を図ります。
- 基金等の資金を効率的に運用し、健全な財政運営に努めます。

主な取組 経常的経費の削減、国・県等の各種補助金の活用

基本事業 2 行政改革の推進

- 組織機構の簡素化・効率化を推進し、職員の効率的配置と職員定数の適正化を進めます。
- 行政活動を評価し、事務事業の点検と見直しを行う行政評価システムの活用を図り、効率的な行政運営に努めます。
- 施策の事業効果、費用対効果、優先度を考慮しながら財源の重点配分を図ります。

主な取組 各種研修等による職員の資質向上

基本事業 3 広域行政の推進

- 広域的な対応が効果的・合理的な業務や、広域的な取組が必要な行政課題について、関係自治体との連携・協力体制の充実に努めます。
- 有田周辺広域圏事務組合における事務事業の充実と効率化を推進します。

主な取組 市町村連携、事務の共同処理の推進

成果指標

【経常収支比率】

87% → 80%

【平成 27 年度】

【平成 33 年度】

住民参加に向けて

町の財政状況や行財政改革の必要性和これまでの取組について、住民の理解を得られるよう情報発信を強化します。税や社会保障費に対する住民理解の促進を図り、収納率の向上に努めます。

関連計画

・有田川町定員管理計画